

第4回松本市教育振興基本計画策定委員会

日 時：令和8年8月28日（金）

午後2時から4時

会 場：松本市大手公民館大会議室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 第4次松本市教育振興基本計画の「キャッチフレーズ」について

(2) 第4次松本市教育振興基本計画（素案）の検討

ア [資料1] 分野・方針の構成案

イ [資料2] 計画策定に関わる論点／素案の概要

ウ [資料3] 素案_第4次松本市教育振興基本計画

4 その他

5 閉 会

第4次松本市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

(敬称略。五十音順)

	氏名	所属等
1	アライ エイジロウ 荒井 英治郎	国立大学法人信州大学 教育基盤構築センター 准教授
2	ウンノ アケミツ 海野 暁光	長野県保育連盟会長 (認定こども園深志園長)
3	オオクボ ヒデキ 大久保 秀樹	松本市PTA連合会 会長
4	サカグチ トシキ 坂口 俊樹	松本市校長会長
5	ソウマ フキコ 相馬 露子	大野川小中学校CSコーディネーター
6	タカヤマ トモフミ 高山 智史	長野大学社会福祉学部 准教授
7	ナカタ ヤスコ 中田 安子	長野県生涯学習推進センター 職員 公民館支援専門員
8	ナガツカ ヒロシ 永塚 博	松本市子ども会育成連合会 会長
9	ニシモリ ナオミ 西森 尚己	はぐルッポ 代表
10	ハラ アキヨシ 原 明芳	安曇野市豊科郷土博物館長 松本市文化財審議委員会
11	ヒラバヤシ フミ 平林 文	NPO法人中信多文化共生ネットワーク(CTN) 外国人支援コーディネーター
12	マツシマ ツネシ 松島 恒志	子どもとメディア信州 理事長
13	ミヤウチ 宮内 かつら	長野県発達障がい情報・支援センター 副センター長
14	ヨシハラ ヒロシ 吉原 寛	松本大学 教授/全学教職センター長

[資料 1] 分野・方針の構成案 R8.8.28版

現行計画（第3次）

分野	No.	方針
1 子育て	1-1	子育て支援の充実
	1-2	乳幼児期の遊びと学びの充実
	1-3	子どもの居場所づくりの推進
2 教育	2-1	学童期の遊びと学びの充実
	2-2	青年期の遊びと学びの充実
	2-3	教職員研修の充実と働き方改革の推進
	2-4	多様な遊びと学びの機会の保障
	2-5	子ども関係施設等の整備・充実
3 人権共生	3-1	子どもの権利保障と環境づくりの推進
	3-2	互いを認め合い学び合う教育の推進
	3-3	特別支援教育の充実
4 社会教育	4-1	社会教育活動の充実
	4-2	リカレント教育の充実
	4-3	地域の情報拠点としての図書館機能の充実
	4-4	平和祈念事業の推進
	4-5	社会教育関係施設等の整備・充実
5 自然	5-1	環境教育活動の推進
6 食	6-1	学校給食の充実
	6-2	食育の推進
7 スポーツ	7-1	市民皆スポーツの推進
	7-2	スポーツの魅力の発信
	7-3	スポーツ団体・リーダー育成の推進
	7-4	スポーツ施設等の環境整備
8 地域	8-1	放課後の子どもの居場所づくりの推進
	8-2	学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	8-3	地域づくりの推進
9 文化芸術・歴史	9-1	文化芸術・歴史の魅力の発信
	9-2	文化遺産の保存と活用
	9-3	表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

次期計画案（第4次）

分野	No.	方針	備考
1 子育て	1-1	子育て支援の充実	
	1-2	乳幼児期の遊びと学びの充実	
2 教育	2-1	学童期の遊びと学びの充実	
	2-2	青年期の遊びと学びの充実	
	2-3	教職員研修の充実と働き方改革の推進	
	2-4	多様な遊びと学びの機会の保障	
	2-5	(整理) 子ども・若者の居場所づくりの推進	1-3と8-1のソフト部分を統合
	2-6	子ども関係施設等の整備・充実	8-1のハード部分を統合
3 地域	3-1	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	分野番号を8から3に繰り上げ
	3-2	地域づくりの推進	
4 社会教育	4-1	(整理) 社会教育活動の充実	リカレント教育の要素を統合
	4-2	地域の情報拠点としての図書館機能の充実	
	4-3	平和祈念事業の推進	
	4-4	社会教育関係施設等の整備・充実	
5 人権共生	5-1	子どもの権利保障と環境づくりの推進	
	5-2	互いを認め合い学び合う教育の推進	
	5-3	インクルーシブな教育の推進・特別支援教育の充実	発達障がい、日本語教育の対応を集約
6 食	6-1	(整理) 学校給食の充実と食育の推進	1つの方針に集約
7 自然	7-1	(参照?) 環境教育活動の推進	松本市環境基本計画等を参照?
8 スポーツ	8-1	(参照) スポーツ活動の推進	松本市スポーツ推進計画を参照
	8-2	(参照) スポーツを楽しむ環境の充実	
	8-3	(参照) スポーツの魅力を生かした賑わいの創出・交流の促進	
9 文化芸術・歴史	9-1	(参照) 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむ	松本市文化芸術推進基本計画を参照
	9-2	(参照) 文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造	
	9-3	(参照) 多様な分野との連携による課題解決や地域の活性化	

分野7「自然」

第4次松本市環境基本計画（令和7年度改訂版）（R3～12） 抜粋



<目指す環境像>

清い水、深いみどりと青い空 ～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

<重点戦略>…環境・経済・社会における複数課題の同時解決につながる取組みとして位置づけ

3 環境教育の充実と協働の推進（全ての取組みの基盤）

- 重点施策3-1 ESD視点での環境教育の推進 → 教育振興基本計画案で参照

（現状と取組みの方向性）ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）とは、一人一人が世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のことを言います。あらゆる世代を対象とした環境教育において、このESDの考え方を取り入れ、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の生活や取組みの中でも持続可能な社会の構築に向けた工夫を継続できる能力・態度を身に付けてもらうことを狙います。

- ・ 重点項目3-1-1 学校等での環境教育の充実 → 教育振興基本計画案で参照

（今後の方針）幼いうちから環境を大切にすることを育むために、学校や保育園・幼稚園等での環境教育の充実に、継続して取り組みます。

- ・ 重点項目3-1-2 地域・家庭等での環境教育の充実 → 教育振興基本計画案で参照

（今後の方針）市民団体や事業者等との連携による、あらゆる世代を対象とした環境学習の機会の充実に、継続して取り組みます。

- 重点施策3-2 環境にやさしいライフスタイルへの転換の促進
- 重点施策3-3 多様な主体との協働機会の創出

松本市生物多様性地域戦略（令和7年度改訂版）（H28～R32） 抜粋



<目標>

多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生

<取組方針> 学習し、広める 想像し、考える 実践し、生かす

<行動計画>

7 環境学習 → 教育振興基本計画案で参照

野遊び、川遊び等自然の中で遊ぶ機会が減少しています。未来を担う子どもたちや、活動の主体となる市民が生物多様性について正しく学び、自然と触れ合う機会を創出します。

松本市地球温暖化対策実行計画（令和4年度改訂版）（まつもとゼロカーボン実現計画）（H23～R12） 抜粋



- 基本方針2 省エネルギー対策の強化と学びの推進

- ・ 取組方針 ゼロカーボンにつながる学習や啓発の推進

各種関係機関や団体と協力し、今まさに温暖化対策に責任のある世代から気候変動の影響を担わざるを得ない世代まで「ゼロカーボン」の重要性を理解し行動するため、多様な環境学習の機会を創出します。また、各種イベント等を通じてゼロカーボンに関する情報発信を推進します。

分野1「子育て」 方針1「子育て支援の充実」(1-1)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
(1)地域社会全体で子育て支援が必要		(1)変更なし
(2)孤立する家庭の増加	●子育てに関する課題を特定し、各保護者に対する支援、子育ての喜び 前回までの会議でいただいたご意見等	(2)孤立化を防ぐ交流の機会や相談体制が必要
(3) (省略)		→地域 3-1
現行計画の項目の要旨 (1)、(2)… 現行計画の項目番号 =上から順番に付番 援の対象として子どもと保護者を分けるのではなく、家族全体に対する支援という考え方が必要ではないか。全員が抱える課題に向き合うため、課題が多様化して一つの切り口では解決できないが、何をどう進めようか検討することが必要ではないか。 次期計画の変更の概要 (1)、(2)… 次期計画案の項目番号 (資料3の番号と一致) →分野?-?… 項目を移動する先の次期計画案の分野-方針番号 ※現行計画では、関連がある方針に再掲している項目がいくつかありましたが、最も関連が強い方針のみに記載することで、全体の項目数を絞り、目指す施策の方向性等が明瞭となるよう整理しました。 →より具体的な内容は人権共生 5-1・5-3 に記載		
(2)相談体制の整備、保護者の学びや交流の機会の確保	●妊娠期から子育て期まで相談や支援が途切れないため、子どもの成長・発達段階に応じて親子に対して切れなく支援できるよう、助産師・保健師・保育士が連携していくことが重要。ネウボラのような体制は難しいが、それぞれの成長・発達の段階で関わる支援者の間で、がうまく引き継がれていくことを求める。 ◆相談しやすい環境整備と ICT 活用による情報発信の図る。(こども育成課)	
(3) (省略)		
(4)発達障がいに関する相談・支援体制の強化、関係機関との連携等 (5)いじめや不登校、引きこもりへの対応、支援体制整備、連携強化		

分野2「教育」 方針1「学童期の遊びと学びの充実」(2-1)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
(1)多様な社会の形成		(1)変更なし
(2) (省略)		→地域 3-2
(3)ICT活用による教育の質の向上が必要	(1)、(2)… 現行計画の項目番号 ※左・中央列の括弧付き番号は、全て現行計画の項目番号	(3)統合
2-4-(2)GIGAスクール構想による個に応じた支援が必要		
	施策の方向性(1)・(2)・(4)に記載の目的	(2)問題解決・探究する力、非認知的能力を追加

計画の見方

分野1 子育て 方針1 子育て支援の充実

現行計画から変更した箇所は下線にしています。

【現状と課題】 (1) 少子化が進行する中で、子育てを家庭だけの問題とせず、地域社会全体で支えていくことができる仕組みづくりが必要です。 (2) 核家族化や家庭環境の多様化、地域のつながりの希薄化により、孤立する子どもや保護者が増えています。 急速に変化する社会情勢や、多様化する市民ニーズを踏まえた、現状と課題を記載しています。 (3) 子どもや保護者、家庭が抱える課題・問題が多様化・複雑化する中で、一人ひとりが抱える課題の違いや子どもの成長・発達段階によって支援が途切れることなく、子どもと保護者、家庭に対して切れ目のないきめ細かな支援を行っていく必要があります。【一部新規】	【施策の方向性】 (1) 保護者の交流機会の確保【一部新規】 保護者同士の交流を促す子育て支援の講座の開催、子育てサークルなどの地域住民の活動の支援と情報の発信に取り組みます。 (2) 今後5年間の計画期間で特に重点的に取り組む施策の方向性を記載しています。 (3) 切れ目のないきめ細かな支援体制の整備 様々な機関や人材の連携・協働体制の強化により、子どもと保護者、家庭に対して切れ目のないきめ細かな支援を行います。
【主な成果指標】 施策の方向性に関連し、施策の進捗や達成度合いを測るための代表的な指標を掲載しています。 ※次回会議でお示しする案で、施策の方向性に対応した、より適切な成果指標を庁内で検討し、現状値・目標値も記載を予定します。	現状値（R7） 目標値（R13）
【●主な事業】 ●育児学級 [主管]健康づくり課 施策の方向性に基づく主な事業、その担当課や連携する課を掲載しています。 ※次回会議でお示しする案で、施策の方向性に対応した記載を庁内で検討します。 学習課・中央公民館、地域づくり支援課、福祉政策課、健康づくり課	【関連計画】 松本市子どもにやさしいまちづくり 方針に関連する主な個別計画を掲載しています。 松本市地域づくり実行計画

全体的な論点

【項目】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次（素案）】
(1)子どもたちの主体的な学び・育ち	●子どもたちの学び・育ちに対して、行政が計画や方向性を定めて取り組むことは必要だが、子どもたちが自ら育つ、学んでいくという視点も重要と考える。 ●子どもたち本人が自己理解をし、どうしたい、どうなりたいという視点を持つことで、本人が主体的に使えるようにしていくことも必要	策定委員会にて検討
(2)学びに遊びや体験を。	●「学びに遊びや体験を」というキャッチフレーズに対して、次のシンカを示せるような方策を考えたい。 ●教員や保護者など大人にとって、学校では遊んではいけないというイメージが強い。だが、子どもにとっては遊びも学びも一緒なので、大人がうまく遊びと学びを混ぜ込むことで、それぞれの子どもにとってより良い学びになればと思う。大人が学校の中での遊びを具体的に考えていくことが必要ではないか。 ●前回の策定時、学び＝勉強と捉える風潮が強い中で、遊びや体験の要素を取り入れてみてはどうか、伸びしろや遊び心といったものを軸に学びの在り方を考えてみてはどうかという提案として盛り込んだものと記憶している。具体的な事業、施策としてどう考えるかは、別のアプローチが必要ではないか。	策定委員会にて検討
(3)計画の柱	●以前、佐久市の教育振興計画策定に関わった。松本市の計画は細部・多分野に渡っていて取組みの成果も上がっているが、こういう街でありたい、どのような人材・子どもを育てたいといった、全ての取組みを通貫する一本の柱があると分かりやすいのではないかと考えた。キャッチフレーズとは少し違う。 ●前回策定時は、特定の子どもの像を掲げることで課題が生じるのではないかというご意見があり、あえてそういったものは作らなかったと記憶している。	策定委員会にて検討
(4)他部局連携	●一つの分野・領域の取組みについて、様々な部局・課の施策が重なり合いながら取り組んでいる部分も多いと思う。計画の見せ方として、関係する部局・課を列記するなど、連携しながら取り組んでいることが見えるような工夫をしてほしい。関連する分野に関しても、全く記載しないのではなく連携していることが見えるように工夫してほしい。	主な事業について、連携や関係する部署を列記

分野 1 「子育て」 方針 1 「子育て支援の充実」(1-1)

【第 3 次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第 4 次（素案）】
【現状と課題】		
(1)地域社会全体で子育て支援が必要		(1)変更なし
(2)孤立する家庭の増加	●子育てに不安や悩みを持つ前の保護者に対する支援、子育ての喜びを感じられるように支援する視点が大切	(2)孤立化を防ぐ交流の機会や相談体制が必要
(3) (省略)		→地域 3-1
(4)切れ目のないきめ細かな支援が必要	●支援の対象として子どもと保護者を分けるのではなく、家庭、家族全体に対する支援という考え方が必要ではないか。家族全員が抱える課題に向き合うため、課題が多様化・複雑化して一つの切り口では解決できないが、何をどう進めるのかを検討することが必要ではないか。	(3)多様化する課題の違いや、発達段階によって支援が途切れないことを記載。家庭を追記
【施策の方向性】		
(1) (省略)		→地域 3-1
(2)相談体制の整備、保護者の学びや交流の機会の確保	●妊娠期から子育て期まで相談や支援が途切れないだけでなく、子どもの成長・発達段階に応じて親子に対して切れ目なく支援できるよう、助産師・保健師・保育士がつながって支援していくことが重要。ネウボラのような体制は難しいが、それぞれの成長・発達の段階で関わる支援者の間で、バトンがうまく引き継がれていくことを求める。 ◆相談しやすい環境整備と ICT 活用による情報発信の充実を図る。(こども育成課)	(1)交流機会の確保と(2)情報発信と相談体制の充実に分け、具体的な取組みを記載
(3) (省略)		→地域 3-1
(4)発達障がいに関する相談・支援体制の強化、関係機関との連携等 (5)いじめや不登校、引きこもりへの対応、支援体制整備、連携強化		(3)具体的な課題・問題を記載せず、関係機関や人材の連携・協働によるきめ細かな支援を行うことを記載 →より具体的な内容は人権共生 5-1・5-3 に記載

分野 1 「子育て」 方針 2 「乳幼児期の遊びと学びの充実」(1-2)

【第 3 次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第 4 次（素案）】
【現状と課題】		
(1)保育の質と量を同時に保障する必要		(1)変更なし
(2)発達段階に応じた育ちの支援を就学後も継続する必要	●乳児期、学童、青年期を区切られた方針となっているが、乳児期から青年期までの遊びと学びの連続性・連携も重視していく必要がある。 ●子どもの年齢に沿ってどう見ていくのか考えると、脳科学における発達段階について理解しておくことが必要である。	(3)脳科学的知見に基づく発達段階への理解、青年期までの連続性・連携を意識した教育の充実が必要

(3)非認知的能力を高めることが重要		(2)内容を微修正
【施策の方向性】		
(1)多様なニーズに応じた保育サービスの提供		(2)表現を微修正
(2)幼児期の教育と小学校教育の接続強化	●中山間地などでは、地域住民などみんなが理解したうえで、0歳から中学生までの学校・園を作って、遊び・学びの連続性を重視して子どもを育てていくことも検討してほしい。 ●小中学校ではL I T A L I C Oのツールを使用した個別支援計画を作成していると思うが、園小の接続がうまくいくよう、幼稚園、保育園、認定こども園にも同じツールの導入を検討してほしい。	(3)幼保小職員同士の情報交換、交流・連携の充実
(3)発達に応じて個性や能力を伸ばす遊びや体験の機会を創出	◆公立保育園では、子どもの「やってみたい」という主体的な選択や試行錯誤を尊重する保育を実施(保育課)	(1)保育・幼児教育の充実として統合。主体性や試行錯誤の尊重を追記
(4)非認知的能力を育む多様な体験機会の提供		(1)保育・幼児教育の充実として統合

分野2「教育」 方針1「学童期の遊びと学びの充実」(2-1)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
(1)多様な人と協働し持続可能な社会の創り手の育成が期待される。		(1)変更なし
(2) (省略)		→地域 3-2
(3) I C T活用と従来の学びの融合による教育の質の向上が必要 2-4-(2)G I G Aスクール構想による個に応じた支援が必要		(3)統合
	施策の方向性(1)・(2)・(4)に記載の目的	(2)問題解決・探究する力、非認知的能力を追加
【施策の方向性】		
(1)個に応じた学びにより、子どもたちの可能性を引き出す支援を充実 2-4-(1)個別最適・協働的な学びを実現する、環境整備と職員の資質能力の向上		(1)個に応じた学びと主体的・対話的学びを統合して記載
(2)主体的・対話的で深い学びを通じ、問題解決や探究の力を育む。	●学校の改革意欲や取組内容に差があり、市全体の底上げが必要という点に関して、各学校、校長会も主体的に取り組んでいく、教育委員会と連携して一緒に進めていく必要があると考えている。	(1)個に応じた学びと主体的・対話的学びを統合して記載 (2)問題解決や探究する力、非認知的能力を育む機会
(3) (省略)		→教育 2-4
(4)多様な体験機会の提供により非認知能力を育む。		(2)問題解決や探究する力、非認知的能力を育む機会
(5) (省略)		→教育 2-3
(6) (省略)		→教育 2-3
(7)端末の活用、教員の効果的な I C T活用のための研修を充実		(3) I C T活用の環境整備 →研修部分は教育 2-3に記載
(8) (省略)		→地域 3-1
(9) (省略)		→教育 2-4、地域 3-1
(10)発達や学びの連続性を捉え、幼児期教育と小学校教育の接続を強化	◆松本市幼年教育研究会での幼保小間の情報交換・交流・連携に取り組んでいる。いくつかの学校で、幼児期の遊びを小学校の学びにスムーズにつなげるため、「スタートカリキュラムの作成」などについて研究し、実践する取組みが始まっている。(学校支援室、教育研修センター)	(4)幼保小職員同士の情報交換、交流・連携の充実

分野2「教育」 方針2「青年期の遊びと学びの充実」（2-2）

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次（素案）】
【現状と課題】		
(1)若者が他者や社会とつながる 機会の減少		(1)変更なし
(2)義務教育後のひきこもり支援 が不足し、孤立を防ぐ切れ目の ない支援が必要		(2)変更なし
(3)（省略）		→社会教育 4-1
	施策の方向性(3)の内容 ◆多様な生き方の実現には、探究活動等を実践 的なキャリア学習として位置づけ、活動の一層 の充実が必要	(3)多様な生き方を実 現するための探究学 習等の充実が必要
【施策の方向性】		
(1)家庭・学校・地域が連携し学生 等が社会とつながる機会を創出 (2)若者を地域や社会とつなぐた めの場や機会を創出 (4)若者が幼児らの活動に伴走し 多様な年齢層の交流機会を創出 8-1-(4)中学・高校生、若者が多様 な人や社会とつながる機会の創 出		(1)統合
(3)就職だけでなく起業など、多 様な価値観や自立を考える機会 を創出		(3)地域とつながり挑 戦する活動への支援
(5)（省略）		→社会教育 4-1
(6)（省略）		→教育 2-4
(7)（省略）		→教育 2-4
	現状と課題(2)に対応する施策 ●高校以降の支援が切れてしまうので、支援が 途切れないように取り組んでほしい。思春期 の子どもたちと向き合う講座についても、ぜひ止 めないでほしい。教育の継続として、高校以降 の若者に対して、自己理解、自己肯定感の積み重 ねを継続できるような支援を行ってほしい。	(2)多部署の連携によ る切れ目のない支援 体制の構築

分野2「教育」 方針3「教職員研修と働き方改革の推進」（2-3）

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次（素案）】
【現状と課題】		
(1)教育環境の複雑化してい る中で、生きる力を育む学 びの実現が課題		(3)統合

(2)環境変化に伴い教職員の負担が増加	●教員のメンタルヘルスに対する取り組みが大切。メンタルを病まれる方が減らない状況も考えると、喫緊の課題として加えていただくことを検討してほしい。	(4)表現の軽微な修正。精神疾患による病気休職者の増加を追記
(3)業務明確化や外部化を推進し、学校の働き方改革を進める必要	施策の方向性(3)の時間確保の目的	(5)表現の軽微な修正。働き方改革の目的を記載
(4)専門性・指導力を備え、新たな課題に対応できる教職員の育成が責務		(1)変更なし
(5)個別最適・協働的な学びを一体的に推進するための研修の充実が求められる。	◆みんなの未来の学校への挑戦として、子どもたちが「自分らしく あなたらしく ありのままに」いられて学べる環境をつくる。(教育長)	(2)みんなの未来の学校への挑戦の要素を追加
3-3-(4)通常学級にも支援が必要な子どもが多く在籍。全教員の知識・技能習得が必要	●特別支援学級がない学校でも、様々な特性を持った子どもを受け入れていくという教員の意識の醸成、受け入れられる体制の整備が必要	(3)統合。インクルーシブな教育環境の実現に表現を修正
	施策の方向性(4)に対応する内容	(6)地域とともにある学校づくり
〔施策の方向性〕		
(1)市独自の研修を企画・実施し、教職員の育ちと学びを支援		(1)内容・表現の軽微な修正
(2)外部人材の活用や関係団体との連携により働き方改革を推進 8-2-(3)外部人材の活用、事務作業の効率化や支援員の配置など、学校における働き方改革を進める		(5)変更なし
(3)時間を確保し教職員の人間性や創造性を向上 2-1-(5)教職員の働き方改革を進め、子どもと向き合う余裕を創出	●先生方の働きがい生きがいに変わっていくことが必要 ●教員のメンタルヘルスに対する取り組みが大切。メンタルを病まれる方が減らない状況も考えると、喫緊の課題として加えていただくことを検討してほしい。	(3)時間の確保、創造性の向上 (4)教職員のメンタルヘルスケア
(4)地域とともにある学校づくりを推進	●保護者を学校・園の味方につけることが大切 ●学校と地域が連携を進めるに当たって、学校が入りづらいようではいけないと思う。できるだけ柔らかな学校づくり、地域とともにある学校づくりを進めたいと考えているが、一方で、学校に求められる教育が膨大で、学校だけではとても人が足りず、地域の皆さんにも協力をお願いしなければならない状況が出てきている。学校や地域が協力して、何より子どもたちの育ちや学びを支える松本市として在り方を考えて行きたいと思っている。	(6)学校側での対応について記載 →全体的な内容は地域 3-1 に記載
2-1-(6)学びの伴走者である教職員の資質・能力向上のため研修を充実 2-1-(7)端末の活用、教員の効果的な I C T 活用のための研修を充実		(2)研修内容の充実に統合

2-4-(4)・3-3-(2)特別支援教育の専門性向上のため教職員研修を充実		
--	--	--

分野2「教育」 方針4「多様な遊びと学びの機会の保障」(2-4)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
(1)一人ひとりのニーズに応じた学習環境の充実が必要	●多様性を包摂する学級・授業づくりとして、担任の責任において取り組むのではなく、学校づくりとして学校全体で取り組む視点に変えていく必要がある。	(1)個別の学級等を学校に統合
(2) (省略)		→教育 2-1
(3)多様な学びの機会を保障するため特色ある学校づくりの推進が必要		(3)変更なし
(4) (省略)		→社会教育 4-1
(5) (省略)		→人権共生 5-1
4-3-(5)学校教育において、平和を守り続ける大切さを一人ひとりが真剣に考える機会を設けることが重要		(4)多様な学びの充実として統合
8-3-(7)消費者の自立支援や被害の未然防止を図る。	●18歳成年時代における課題として記載した記憶がある。主権者教育の分野になると思うが、若者関係のセクションでは今後も引き続き重視すべきではないか。 ●今後、投資トラブルなども課題として出てくると思われるため、金銭教育といった内容に含める必要があるのではないかと。 ●金融経済教育の分野で、議会事務局の主権者教育の一環として取り組まれていると思うので、連携が必要ではないかと。	(4)多様な学びの充実として統合
	◆異常気象等に伴う児童生徒の安全確保の体制整備が必要	(2)新規
【施策の方向性】		
(1)個別最適・協働的な学びを実現する、環境整備と職員の資質能力の向上		(1)連携・協働による個々のニーズに対応した学習環境の充実 →個別最適・協働的な学びは教育 2-1 に記載
(2)不登校の児童生徒が安心できる居場所づくりを民間と連携して推進	●不登校当事者の声、学校でのどんなことが嫌だったかを聴き、校長会で共有した。学校が子どもの声を聴き、変わっていかねば不登校は増えていく。学校や教員がきっかけで不登校になっている例も一定数あると理解する必要がある。また、学校の中にも、授業以外で、友達と勉強したり話したりできる居場所が必要	(3)学校としての取組みを記載 →学校以外の居場所づくりは教育 2-5 に記載
(3) (省略)		→人権共生 5-3
(4) (省略)		→教育 2-3
(5) (省略)		→人権共生 5-3

(6) (省略)		→人権共生 5-3
(7) (省略)		→人権共生 5-3
(8) (省略)		→社会教育 4-1
(9) (省略)		→社会教育 4-1
2-1-(3)生まれ育った環境にかかわらず、全ての子に適切な教育機会を保障	●当事者（子ども）と関係者（周囲）の認識にずれがある、 どういう点がずれやすいということを互いに理解することも重要ではないか。また、既存の言葉を説明するだけでなく、 理解を深めていくこともできるのではないかと思う。	(1)統合
2-1-(9)地域の資源や特性を柔軟に活用し、魅力ある学校づくりを推進		(4)変更なし
2-1-(11)家庭・学校・地域の連携による子どもの運動機会の確保と充実 2-1-(12)・2-2-(6)様々な場でSDGsを学び、主体的に関わる機会を創出 2-1-(13)震災時の行動を学び災害対処力を高める。 2-2-(7)成人年齢引下げに伴い、必要に応じた金融経済教育の機会を提供 4-4-(1)主権者教育を通じた社会の創り手として平和に参画する人を育成		(5)統合(列記)、内容の軽微な修正
8-2-(4)学校の学習に地域固有の人材・文化・資源を生かす取組みを地域と連携・協働しながら推進 8-3-(6)地域の宝を学び自分の住む地域に対する誇りや愛着を高めることで、地域づくりの活動につなげる。	●上高地に行ったことがないという学生が多く、松本市での郷土の歴史や自然の学びはどうなっているのか不安に感じた。三ガク都を標榜する中で、特に山岳、音楽に関する学びの機会は保障していく必要があるのではないか。 ●地域の宝として、文化財だけでなく、自然や産業など地域の自慢できるものに目を向けてほしい。様々な分野の職員が協力して取り組んでほしい。	(5)統合(列記)、産業や自然、文化芸術を追記
8-3-(7)消費者の自立支援や被害の未然防止を図る。	●今後、投資トラブルなども課題として出てくると思われるため、金銭教育といった内容に含める必要があるのではないか。 ●金融経済教育の分野で、議会事務局の主権者教育の一環として取り組まれていると思うので、連携が必要ではないか。	(5)統合(列記)、軽微な修正
	◆異常気象等に伴う児童生徒の安全確保の体制整備が必要	(2)新規

分野2「教育」

方針5「子ども・若者の居場所づくりの推進」(2-5)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
1-3-(1)家庭で生活・学習習慣を身につけることが困難 8-1-(3)生活・学習支援が必要な子どもの増加		(1)統合

1-3-(2)学校外での子どもの学びや体験機会に格差が生じている		(2)変更なし
8-1-(1)社会性を身につける機会の減少 8-1-(4)他者と協働した学びや豊かで幅広い人間関係を築く機会の保障		(3)統合
2-5-(7)共働き・ひとり親世帯の増加により放課後の子どもの居場所の検討が必要		(4)変更なし
【施策の方向性】		
1-3-(1) (省略)		→地域 3-1
1-3-(2)・3-1-(3)・8-3-(5)相談窓口の充実、居場所づくりの推進 8-1-(1)第3の居場所づくり	●居場所を年代などで区切ってしまうのではなく、様々な年代・属性の人々が混ざりあっている居場所となったほうが良いのではないかな。	(1)居場所の機能として統合
1-3-(3) (省略)		→人権共生 5-1
1-3-(4) (省略)		→人権共生 5-1
1-3-(5)子どもの権利侵害に対する支援協力体制の充実	●高校生以上からの相談が増加しているが、まちかど保健室が廃止となり、どう対応しようか、どう案内しようか困っている。	(1)相談できる機能を記載、(3)連携の取組みを記載 →権利侵害の内容は人権共生 5-1 に記載
1-3-(6)身近な場所での食事の提供や学習の支援		(2)変更なし
8-1-(2)放課後健全育成事業の量・質的充実		(4)放課後の居場所づくりの推進
8-1-(3)地域の特色を生かした遊び・体験・交流の機会の創出	●放課後、家に保護者がいない家庭が増えており、地域の様々な人と関わる機会が重要	(4)放課後の居場所づくりの推進
8-1-(4)中学・高校生、若者が多様な人や社会とつながる機会の創出		(1)子ども・若者と記載することで統合 →高校生以上は教育 2-2 にも記載
3-1-(6)様々な機関等の連携協働により不登校の子ども の学校以外の居場所づくり推進		(5)内容の軽微な変更

分野２「教育」 方針６「子ども関係施設等の整備・充実」（２－６）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
【現状と課題】		
2-5-(1)学校施設の更新時期 2-5-(2)計画的な改築・改修		(1)統合、内容の軽微な修正

2-5-(3)特別支援学級の在籍者が増加 2-5-(4)多様な新しい学びに対応する学習環境の整備が必要		(2)併記
2-5-(5)避難所となる学校施設を、誰もが使いやすいよう整備することが必要		(3)変更なし
2-5-(6)一部の児童館等で著しく狭あい化が進行 8-1-(2)放課後健全育成事業の環境整備		(4)統合
2-5-(7) (省略)		→教育 2-5
【施策の方向性】		
2-5-(1)環境に配慮し、構造体の耐久化やインフラ更新を計画的に進める。 2-5-(2)避難所となる学校のユニバーサルデザイン化など防災機能を強化		(1)整備に当たって配慮する事項として統合
2-5-(3)少子化や特別支援学級の増加に対応する柔軟な施設整備を検討		(2)少子化等に伴う柔軟な学校施設整備の検討
2-5-(4)通学路や生活道路を安全安心に通行できる交通環境の整備		(3)点検・報告に修正、事故防止の徹底に併記
2-5-(5) (省略)		→社会教育 4-4
2-5-(6)余裕のある学校施設を放課後児童クラブ等に活用・併設化		(2)少子化等に伴う柔軟な学校施設整備の検討に追加
2-5-(7)校舎や体育館、遊具等の点検により事故防止を徹底		(3)事故防止策の実施を記載

分野3「地域」 方針1「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」(3-1)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次（素案）】
【現状と課題】		
8-2-(1)学校が様々な課題に直面		(1)変更なし
8-2-(2)孤立する家庭が増加	●支援の対象として子どもと保護者を分けるのではなく、家庭、家族全体に対する支援という考え方が必要ではないか。家族全員が抱える課題に向き合うため、課題が多様化・複雑化して一つの切り口では解決できないが、何をどう進めるのかを検討することが必要ではないか。	(2)軽微な修正
8-2-(3)地域で子どもを育てるという考え方が失われつつある。		(3)変更なし
8-2-(4)地域社会全体で子どもの育ちを支えていくことができる仕組みづくりが必要 3-1-(2)子どもの権利への理解、地域社会全体で子どもを支える意識醸成が必要		(4)統合、軽微な修正
1-1-(3)家庭外での多様な遊びや体験機会の増加が必要	地域住民との交流機会が必要という文脈	(4)統合、軽微な修正
	施策の方向性 8-2-(2)の内容	(5)地域とともにある学校づくり
	◆部活動地域展開に関する事項（市基本計画を参照）	(6)追加
【施策の方向性】		
8-2-(1)・1-1-(1)・1-3-(1)地域社会全体で子どもたちを見守り育てる意識を高める取組みを推進 2-1-(8)家庭・学校・地域が一体となり子どもの成長を支える仕組みづくり		(1)軽微な修正
8-2-(2)・2-1-(9)保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」を推進	●地域は学校や子どもたちに関わりたいと思うが、なかなか学校の敷居が高いという声を聞いている。より地域寄りの立場である公民館と連携しながら、住民が学校に関わっていく仕組みづくりが必要ではないか。 ●学校の中に居場所があることが基本。学校が社会を支える重要なインフラであることを地域、社会全体が理解していく必要がある。その上で、学校だけに改革を任せきりにしない、地域が学校を支えるとはどういうことかを考えてほしい。 ●学校と地域、保護者について考えるときに、「循環」の仕組み、考え方が必要ではないか。保護者、祖父母などが協力的で、日常的に学校に関わってくれる、子どもが卒業しても子どもと一緒に遊びに来てくれるというシステムが循環していくと、常に様々な人が学校に関わっていくような仕組みができていくのではないか。	(4)地域住民等への学校づくりへの参画の促進 →学校での取組みは教育 2-1 に記載

8-2-(3) (省略)		→教育 2-3
8-2-(4) (省略)		→教育 2-4
8-2-(5)家庭の教育力向上のため、地域における仕組みづくりを推進		(3)変更なし
1-1-(3)子どもと地域住民の交流機会創出	●子ども会育成会と町内公民館、地区公民館の連携には、本当に地域ごとばらつきがある。子ども会育成会の活動をしっかりと公民館がバックアップする仕組みとしてほしい。 ◆子どもがイベントの企画や運営に携わり、地域住民と主体的に関わる機会の創出が求められる。(生涯学習課・中央公民館)	(2)子どもの主体的な参画について記載
	◆部活動地域展開に関する事項(市基本計画を参照)	(5)追加

分野3「地域」 方針2「地域づくりの推進」(3-2)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
8-3-(1)町会加入率が低下傾向、役員の高齢化や担い手不足が深刻化 2-1-(2)地域社会のつながりの希薄化が進行		(1)統合
8-3-(2)多様な世代が主体的に地域と関わるきっかけづくりが必要 8-3-(3)市民が地域で学び、考え、具体的に実践する機会が必要		(2)統合
8-3-(4)消費者問題が巧妙化。高齢者に加え、高校生や若者がトラブルに巻き込まれるリスクが増加	●消費者教育がなぜ「地域」の分野の方針3に入っているのか。	(4)防災・防犯意識の向上に統合 →高校生や若者に関しては教育2-4に記載
8-3-(5)市民の防災・防犯意識の向上が必要		(4)統合
	施策の方向性 8-3-(3)の内容を転記	(3)身近なコミュニティの重要性
【施策の方向性】		
8-3-(1)地域づくりセンターを中心として地域の創り手の育成や多様性を認める地域づくりを推進		(1)軽微な修正
8-3-(2)市民が地域課題と向き合い、自らが解決に向けて実践できるよう、公民館活動での学習機会を充実		(2)変更なし

8-3-(3)町内公民館を活用し、より小さなコミュニティの絆づくりに向けた支援を強化	●町内公民館の活用に関して、担い手の地域住民が高齢化しているため、安全確認の設備や子どもが安全に利用できる環境の整備が進んで、利用が増えれば良いと思う。	(3)軽微な修正
8-3-(4) (省略)		→人権共生 5-1
8-3-(5) (省略)		→教育 2-5・人権共生 5-1
8-3-(6)地域の宝を学び自分の住む地域に対する誇りや愛着を高めることで、地域づくりの活動につなげる。		(4)産業や自然、文化芸術を追記 →教育 2-4 (再掲)
8-3-(7)消費者の自立支援や被害の未然防止を図る。	●消費者教育がなぜ「地域」の分野の方針3に入っているのか。 ●18歳成年時代における課題として記載した記憶がある。主権者教育の分野になると思うが、若者関係のセクションでは今後も引き続き重視すべきではないか。 ●今後、投資トラブルなども課題として出てくると思われるため、金銭教育といった内容に含める必要があるのではないか。 ●金融経済教育の分野で、議会事務局の主権者教育の一環として取り組まれていると思うので、連携が必要ではないか。	(5)統合 →具体的内容は教育 2-4 に記載
8-3-(8)地区・町会での防犯活動を通して、地域ぐるみの防犯意識を醸成 8-3-(9)地域の防災活動の重要性を周知し、地域の防災力の向上を図る。		(5)統合、啓発の手段に公民館活動を追記

分野４「社会教育」 方針１「社会教育活動の充実」（４－１）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
【現状と課題】		
(1)学び直しなどを通じ生涯現役であり続けるライフサイクルの実現が求められる 4-2-(2)ライフスタイルに応じた多様な柔軟な働き方ができるよう、学び直しの機会が必要 4-2-(3)学び直しを望む社会人のニーズの高まりと、時間の確保や費用負担などの課題		(3)統合、軽微な修正
(2)地域力の低下が懸念され、互いがつながる関係づくりの再構築が必要		(2)軽微な修正
(3)ＩＣＴ機器の普及とデジタル格差への対応		(4)軽微な修正
4-2-(1)労働人口が減少。女性の復職や退職者の再雇用促進による労働力確保に期待	●労働力の確保に関わっては、発達障がいの方が働き続けられない、本人と企業のマッチングの問題や環境の調整の課題がある。	(3)統合、軽微な修正
4-2-(4)子ども支援を望む者に対する知識技能を身につける機会の提供	市での取組みは特にない。（県の所管）	削除
2-2-(3)義務教育課程修了後の学び直しの機会が不足		(1)統合（趣旨同一）
2-4-(4)全世代が生涯学び続ける機会の創出が必要		(1)変更なし
【施策の方向性】		
(1)誰もが自由に学び、学びの支援や情報を得ることができ、その成果を社会に還元できることを基本とした取組み 2-2-(5)生涯を通じた学びを保障する仕組みを検討 2-4-(8)全世代に学習機会を創出し、充実した暮らしや地域課題解決へつなげる。		(1)統合、地域課題の解決などは(3)に統合
(2)多様な主体の連携を図り、幅広い世代が交流できる生涯学習活動拠点を確立		(2)変更なし
(3)市民の学びを活動や発表に結びつけ、人とのつながりが生まれ、学びがより広がるよう支援		(3)統合
(4)全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できる仕組みを推進し、だれでも、いつでも、どこからでも自由に学べる環境を整備 2-4-(9)高齢者を含む全世代がデジタル化の恩恵を享受できる取組を推進 3-2-(6)全世代におけるメディアリテラシー教育の推進		(5)統合

4-2-(1)希望する人が学びやすい環境の整備 4-2-(2)企業大学等と連携協働した社会人の学び直しの環境整備 4-2-(3)女性のキャリアアップ、再就職に結びつく学び直し機会の拡大		(4)統合
4-2-(4)退職後の再就職、非正規雇用者等のキャリアアップのための学び直しについて、関係機関と連携協働し情報発信や相談体制を強化	●就労支援については、まいさば松本や福祉政策課も協力して取り組んでいる。広く連携ができるように計画にも記載してほしい。	(4)統合

分野４「社会教育」 方針２「地域の情報拠点としての図書館機能の充実」（４－２）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
【現状と課題】		
4-3-(1)地域の情報拠点、訪れる人の活動の場や新たな関係性が生まれる場としての役割		(1)変更なし
4-3-(2)サービスや機能に対する理解が市民に十分に浸透しておらず、情報発信が必要		(2)変更なし
4-3-(3)時代に即した図書館の在り方を踏まえた長寿命化改修が必要		(3)変更なし
【施策の方向性】		
4-3-(1)社会変化やニーズを踏まえた資料・情報の収集、積極的な情報発信・提供		(1)変更なし
4-3-(2)コミュニティの拠点としての機能強化		(2)変更なし
4-3-(3)様々な関係機関との連携協働によるネットワーク網を拡充		(3)変更なし
4-3-(4)ＩＣＴ活用により来館しなくても情報にアクセスできる環境整備を推進		(4)変更なし
4-3-(5)松本らしい生涯学習施設、情報拠点・交流拠点の機能を備えた施設としてリニューアル		(5)変更なし

分野４「社会教育」 方針３「平和祈念事業の推進」（４－３）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
【現状と課題】		
4-4-(1)戦争の悲惨さを語り継ぎ平和への願いを次世代に伝える取り組みの強化が必要	●戦後８０年で形骸化している部分が多い。過去の証言や遺産を大切にすることは良いが、現在も	(1)表現の軽微な修正、統合

4-4-(2)遺品等の資料や証言の記録保存、教材としての活用が必要	世界では戦争が続いているので、今起きていることを考える機会も必要ではないか。	(3)現在の国際情勢を考える必要性を記載
4-4-(3)若者が平和について学習した成果を発信する事業を展開 4-4-(4)平和祈念式典で子どもが主体的に平和について考え意見表明する機会を設けている。		(2)意見交換や意見表明の場での発信として統合
4-4-(5) (省略)		→教育 2-4
【施策の方向性】		
4-4-(1) (省略)		→教育 2-4
4-4-(2)まつもと平和ミュージアムを活用し、戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶ機会を増やす。		(1)変更なし
4-4-(3)命や人権を尊ぶ啓発を行い、一人ひとりの行動が平和につながることを学ぶ。		(2)変更なし
	●戦後８０年で形骸化している部分が多い。過去の証言や遺産を大切にすることは良いが、現在も世界では戦争が続いているので、今起きていることを考える機会も必要ではないか。	(3)専門家等との連携による実践的な平和教育の充実

分野４「社会教育」 方針４「社会教育関係施設等の整備・充実」（４－４）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
【現状と課題】		
4-5-(1)ソフト面の充実、施設改修を計画的に進める必要		(1)軽微な修正
4-5-(2)施設設備の更新、生活スタイルの変化に伴う計画的更新改修が必要 4-5-(3)デジタル化への対応が急務。高機能化、多機能化が必要		(2)統合
4-5-(4)新しい生活様式を踏まえた施設・設備の検討が必要	（コロナ禍を踏まえた）特別な施設・設備の整備の必要性は生じていないと考える。	削除
4-5-(5)身近なコミュニティ施設の重要性が高まり、施設整備への支援の拡充が必要		(3)子どもの育ちや学びを支える役割を追加
【施策の方向性】		
4-5-(1)人口推計や利用需要を見極め、幅広い世代を意識した設備整備を計画的に進める。		(1)変更なし

4-5-(2)施設の在り方を再検討、情報機器の整備も含めた施設の整備充実に取り組む。 4-5-(3)全ての施設等にユニバーサルデザインに配慮した施設整備や改修を推進		(2)施設の高機能化として統合
4-5-(4)町内公民館の在り方に対する効果的な支援を検討		(3)時代に即した設備の充実を追加
4-5-(5)基幹博物館と分館の計画的な整備を図り、松本まると博物館構想の充実を図る。	◆基幹博物館整備事業は完了済み、博物館は市長部局に移管	削除
2-5-(5)「学都松本」の人材育成拠点として教育文化センターを再整備	◆有識者によるアドバイザー会議で「(仮称)学都ラボ」としての施設の方向性を決定	(4)修正

分野5「人権共生」 方針1「子どもの権利保障と環境づくりの推進」(5-1)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
3-1-(1)子どもの権利条例		(1)変更なし
3-1-(2)子どもの権利への理解、地域社会全体で子どもを支える意識醸成が必要	●日本では人権の意識がなかなか広まりにくいと思う。幼少期から、日常的に、子ども本人がどう思っているのか、どうしたいのか問いかける関わり方を積み重ねていくと、自分は一人の人間として認められている、自分の精神的居場所があるという意識、人権の意識が育っていくのではないかと。幼少期から、一人ひとりを尊重するという意識を育てることが重要ではないか。	(2)子どもが大切にされていると実感できる環境の保障を記載 →地域社会の意識醸成は地域3-1に記載
3-1-(3)心の悩みに対する相談・救済・回復の体制、居場所づくりが必要 3-1-(5)・2-4-(5)様々な課題を抱える子どもへの支援相談体制の充実		(3)統合
3-1-(4) (省略)		→人権共生5-3
【施策の方向性】		
3-1-(1)全ての子どもたちの教育を受ける機会の保障 1-3-(3)・2-1-(3)生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもに適切な教育機会を保障	●夜間中立的なものを計画に入れることは考えているか。 ●「学びや遊び・体験の機会を保障する」とあり、全ての子どもに対して機会を保障する仕組みをしっかりと構築してほしい。	(1)統合
3-1-(2)・8-3-(4)子どもの権利の普及啓発、地域社会全体で子どもの育ちと学びを支える意識の醸成	●教員や保護者などの大人だけでなく、子ども自身が自分の権利について自覚している必要がある。アンケートでは子どもの権利条例について知らない子どもや大人も一定数いたので、学校現場での取り組みについても記載すると良いのではないかと。	(2)社会全体で子どもの権利を尊重する環境づくりを追記
3-1-(3)・8-3-(5)連携協働による相談窓口の拡充、学ぶ場や居場所づくりの推進		(3)変更なし →学ぶ場や居場所づくりは教育2-5に記載
3-1-(4)学校の支援体制等の整備により未然防止や早期発見などきめ細かな支援に取り組む 1-1-(5)・1-3-(4)いじめや不登校、引きこもりへの対応、支援体制整備、連携強化		(4)統合、内容の軽微な修正
3-1-(5) (省略)		→人権共生5-3
3-1-(6) (省略)		→教育2-5

分野5「人権共生」 方針2「互いを認め合い学び合う教育の推進」(5-2)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
3-2-(1)人権問題が存在している 3-2-(4)インターネットで価値観の違う他者を排除する風潮	施策の方向性 3-2-(1)の意識の醸成の必要性を記載	(1)統合、共感と寛容の社会の構築について追記
3-2-(2)性別役割分担意識		(2)変更なし
3-2-(3)外国人住民が増加、共生の視点が必要	施策の方向性 3-2-(5)の日本語教育等の必要性	(3)日本語教育等の必要性を転記
【施策の方向性】		
3-2-(1)違いを認め合い個性と人権を尊重する意識の醸成	●日本では人権意識があまり身近でない。ジェンダーや外国人住民や障がいをお持ちの方などの個別の領域を総括する、ベースとなる人権という枠組みを認識できるような構成だと良いと思う。 ●どここの学校でもインクルーシブを推進するために、すべての人が合理的配慮、建設的対話という文化を理解している必要がある。	(1)知識の伝達や啓発に留まらず、共感と寛容の社会の構築を図る
3-2-(2)性別役割分担意識を解消する広報啓発・情報発信 3-2-(3)性の多様性等に関する広報啓発・情報発信		(2)統合
3-2-(4)多文化共生に関する理解を深め、多文化共生意識を醸成		(3)日本語教育・学習の充実と相互交流の推進に統合
3-2-(5)日本語を母語としない人に対する日本語教育の充実	●(出産・子育て支援)外国由来の方にとって、松本市の支援やサービスは母国よりも手厚いものだと思うが、支援やサービスの全体像が分かりづらい。動画など視覚的な資料や多言語対応の資料を作成してほしい。外国出身の若い世代も増えており、不安に寄り添えるよう、通訳などの支援が充実するとありがたい。	(3)日本語教育・学習の充実と相互交流の推進に統合 ・日本語教育等の必要性は現状と課題に転記
3-2-(6) (省略)		→社会教育 4-1
	●(1)は人権に関する全体的なこと、(6)は全てに関わること、(2)から(5)は個別の領域に関する事項なので、(6)を(2)に変えるなど順番を入れ替えた方が良いのではないかな。	現状と課題、施策の方向性の順序を見直し

分野5「人権共生」 方針3「インクルーシブな教育の推進・特別支援教育の充実」(5-3)

【第3次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第4次(素案)】
【現状と課題】		
3-3-(1)支援が必要な子どもが増加、子どもや保護者へのきめ細かな支援の充実が必要		(1)変更なし

3-3-(2)家庭支援も含めた子に寄り添った支援により、障がいの早期発見・支援が重要		(2)変更なし
3-3-(3)就学後も切れ目ない支援の充実が必要		(3)現状に合わせて修正
3-3-(4) (省略)		→教育 2-3
3-1-(4)外国由来の児童生徒の教育を受ける権利の保障		(4)修正
インクルーシブな教育環境の実現	●特別支援学校に関する内容は入れないのか。インクルーシブ教育を推進することと特別支援学校を設置することは矛盾していないのか。	(5)インクルーシブな教育環境について
【施策の方向性】		
3-3-(1)・2-4-(3)子どもと保護者に対する乳幼児期から学齢期以降までの切れ目ない支援を充実	●障がいは、個人の特性としての問題と、社会における障壁という問題を分けて考える必要がある。	(1)軽微な修正
3-3-(2) (省略)		→教育 2-3
3-3-(3)・2-4-(5)関係機関と連携し、特別な支援が必要な子どもの教育相談体制を充実	●子どもだけでなく保護者への支援も重要と考えるが、相談先を知らなかった、学校から紹介されなかったという声も聞いているので、学校とも連携が取れればと思う。	(2)統合
3-3-(4)・2-4-(6)専門家の活用による支援の充実		(2)統合、軽微な修正
3-3-(5)・2-4-(7)医療的ケアに関する専門家の継続的・安定的な支援体制を整備		(3)変更なし
1-1-(4)発達障がいに関する相談・支援体制の強化、関係機関との連携等		(1)切れ目のない支援の充実、(2)学校等への支援体制の強化
3-1-(5)様々な機関等の連携協働により外国由来の子どもの教育機会の確保	●外国由来の子どもへの教育支援に関して、保護者の協力が必要だが、保護者は日本の学校を経験しておらず、日本の学校制度や進学について理解することが難しいため、制度などについて保護者が学ぶ機会が充実すると良い。また、国によっては松本市内での住民のコミュニティが形成されていない、通訳の確保が十分でない状況もあるため、県全体の取組みとも協力し、通訳の確保の検討が必要ではないか。	(4)保護者への学校制度の周知を追加
インクルーシブな教育環境の実現	●特別支援学校に関する内容は入れないのか。インクルーシブ教育を推進することと特別支援学校を設置することは矛盾していないのか。	(5)インクルーシブな教育環境の実現

分野６「食」 方針１「学校給食の充実と食育の推進」（６－１）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次(素案)】
【現状と課題】		
(1)バランスの取れた食生活を送ることが困難な子どもが増加 (2)家庭での食事の充実が必要。家庭や地域でも食に関する意識の向上が必要 6-2-(2)食に関する体験の機会が減少、子どもたちの食に対する関心の低下の懸念		(1)統合、内容の修正
(3)きめ細かいアレルギー対応食を提供。対応食解除にも医師と連携して対応	●アレルギー対応食の取組みは先進的で素晴らしいと思うが、一方で、医師と協力するなどして、アレルギーをなくしていくような取り組みを進められないか。	(2)表現・内容の修正
(4)食文化や環境について学び、体験を通して食の楽しさを感じる取り組みを推進 6-2-(3)伝統食の継承や食文化への関心を高める取組みが必要		(5)統合
(5)地場産野菜等を活用した学校給食に関する課題		(3)内容の修正
6-2-(1)全世代で生活習慣病が増加傾向。望ましい食習慣の実践への支援が必要		(4)変更なし
【施策の方向性】		
(1)衛生管理の徹底を図り、安心・安全な給食を提供 (5)施設の老朽化改善や自然災害などを踏まえた給食センターの在り方を研究	●栄養教諭をうまく活用して、市全体で食育が進むように検討されたい。	(2)統合
(2)米飯給食を中心とした行事食など伝統文化を大切にしたいメニューを取り入れる。 (3)異文化交流等の機会を活用し、食を通じた相互理解を深める取組みを推進 6-2-(4)地域の伝統食の継承や多文化共生の意識の醸成	●郷土食の認知度について、ある程度目標設定があるべきではないか。	(5)統合
(4)学校・家庭・地域が連携して子どもたちの給食と健やかな成長を支えていく体制づくりを推進 6-2-(3)農業体験を通して食に対する感謝の気持ちを育む取組を推進		(3)目的を現状と課題に移動、地域との連携、食の持続可能性の観点で統合
6-2-(1)食を健康づくりや自然環境保護、文化交流等と一体的に捉え、全ての世代を通じた食育を推進 6-2-(2)バランスのとれた食事を通して生活習慣病の予防や改善の取組みを推進		(4)統合
6-2-(5)様々な経験を通じた学校現場における食育推進		(1)目的を現状と課題に移動、内容を修正
6-2-(6)仲間や地域の人、家族と楽しく食事をする機会を増やす		(6)変更なし

分野７「自然」 方針１「環境教育活動の推進」（７－１）

【第３次計画】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
【現状と課題】		
5-1-(1)自然に親しむ機会が減少。体験を通じて持続可能な社会の実現に向けて行動することが必要	●自然という分野だが、環境問題がほとんどで自然環境の要素が入っていないと思う。松本市の特色ある自然環境、自然の良さを体験・体感できるような自然教育の推進について、計画に盛り込んでほしい。	(1)体験等の機会の重要性を記載、E S Dの考え方を転記
5-1-(2)子どもたちの主体的な行動に結びつけていく取り組みが必要		(2)変更なし
5-1-(3)団体や企業が提供する情報等を環境教育活動に活かせる仕組みが必要		(3)変更なし
【施策の方向性】		
5-1-(1)日常生活でも継続できる環境教育活動を全世代対象に推進		(1)変更なし
5-1-(2)環境を大切にする心を育むため幼少期から自然に親しむ体験の機会を増やす。	●自然という分野だが、環境問題がほとんどで自然環境の要素が入っていないと思う。松本市の特色ある自然環境、自然の良さを体験・体感できるような自然教育の推進について、計画に盛り込んでほしい。 ●一時期、川に近づいてはいけないなど、学校活動や地域活動で自然を避けていたことがあったが、最近は自然と触れ合う機会が増えてきたと思う。今後も、自然と触れ合う活動を積極的に進められれば良いと思う。	(2)機会の充実に必要な取り組みを記載
5-1-(3)多様な主体との連携協働により環境教育の機会を増やし、問題を主体的に学び地球環境を守る行動につなげる取り組みを充実		(3)変更なし

分野８「スポーツ」

【項目】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
	●子どもの体力低下が課題となっている。体を使うことを、幼少期から習慣づけていくことが必要ではないか。 ●インクルーシブな視点が含まれているか確認してほしい。障がい者だけでなく、社会的弱者が利用できる形になればよいと思う。 ●移住された方から、このスポーツはどこでできるかという問い合わせがあるが、なかなか情報を見つけられない。情報をわかりやすく発信してほしい。 ●外国の方々がドッジボールを通じて交流が進んだという事例を聞いた。スポーツと多文化共生の連携についても考えてもらえればと思う。	

分野９「文化芸術・歴史」

【項目】	【計画策定に関わる論点】 ●委員意見 ◆その他の事項	【第４次（素案）】
	●松本まるごと博物館構想は、そろそろ見直しの必要があるのではないかと。特に博物館では、外に出ていくという部分や地域づくりへの関与の部分さらに強化する必要があるのではないかと。 ●インクルーシブな視点が含まれているか確認してほしい。障がい者だけでなく、社会的弱者が利用できる形になればよいと思う。	

分野1 子育て 方針1 子育て支援の充実

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 少子化が進行する中で、子育てを家庭だけの問題とせず、地域社会全体で支えていくことができる仕組みづくりが必要です。 (2) 核家族化や家庭環境の多様化、地域のつながりの希薄化により、孤立する家庭が増加しています。<u>子育ての悩みを共有できず孤立してしまうことがないように、保護者同士の交流の機会づくり、必要な支援につなげる相談体制が必要です。【一部新規】</u> (3) <u>子どもや保護者、家庭が抱える課題・問題が多様化・複雑化する中で、一人ひとりが抱える課題の違いや子どもの成長・発達段階によって支援が途切れることなく、子どもと保護者、家庭に対して切れ目のないきめ細かな支援を行っていくことが必要です。【一部新規】</u>	(1) 保護者の交流機会の確保【一部新規】 <u>保護者同士の交流を促す子育て支援の講座の開催、子育てサークルなどの地域住民の活動の支援と情報の発信に取り組みます。</u> (2) 効果的な情報発信と相談体制の充実【一部新規】 <u>I C Tを活用した効果的な情報発信や、出産・子育てに関わる支援者の連携による相談体制の充実を図ります。</u> (3) 切れ目のないきめ細かな支援体制の整備 <u>様々な機関や人材の連携・協働体制の強化により、子どもと保護者、家庭に対して切れ目のないきめ細かな支援を行います。</u>

【主な成果指標】	現状値（R 7）	目標値（R 13）
育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている、3歳までの子どもを子育て中の親の割合（乳幼児健診の際のアンケート）		

【●主な事業】	【関連計画】
●育児学級 [主管]健康づくり課 ●子ども子育て安心ルーム事業 [主管]こども育成課 [連携]健康づくり課 ●地域子育て支援拠点事業 [主管]こども育成課 ●子育て支援講座の開催、<u>子育てサークルの支援・情報発信</u> [担当・関係]こども育成課、生涯学習課・中央公民館、地域づくり支援課、福祉政策課、健康づくり課	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 松本市子ども・子育て支援事業計画 松本市健康増進総合計画 松本市地域づくり実行計画

分野1 子育て 方針2 乳幼児期の遊びと学びの充実

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 就労形態の多様化等に伴う保育需要の高まりを受けて、待機児童対策として「保育の量」を確保し、多様な保育サービスを提供していくこととともに、「保育の質」も同時に保障していくことが求められています。 (2) 学力向上だけでなく、<u>予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通した学びを支える力である非認知的能力（意欲、粘り強さ、コミュニケーション能力等）</u>を高めていくことが重要とされています。 (3) <u>脳科学的知見に基づく発達段階への理解を深め、乳幼児期から青年期までの学びの連続性に配慮した教育の充実とともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が求められています。</u>【一部新規】	(1) 保育・幼児教育の充実【一部新規】 一人ひとりの子どもの発達状況を考慮しながら、<u>子どもの主体的な選択や試行錯誤を尊重することで、どの子も個性や能力を最大限発揮できる幼児教育を推進するとともに、非認知的能力を育む多様な深い遊びや体験の機会を提供します。</u> (2) 多様な保育サービスの提供 延長保育、障がい児保育、一時預かり、<u>医療的ケア児への対応など、多様なニーズに応じた事業を推進します。</u> (3) 幼保小の接続強化【一部新規】 <u>幼保小職員同士の情報交換、交流や連携の充実、小学校教育への円滑な接続を意識した幼児教育の充実を図ります。</u>

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
「保育環境まつもと指標」を活用した事業評価へ参加したことがある私立施設数		

【主な事業】	【関連計画】
●保育士等の研修 [主管]保育課 ●特別保育の充実 [主管]保育課 ●ブックスタート事業、セカンドブック事業 [主管]中央図書館 [連携]健康づくり課 ●松本市幼年教育研究会・園長校長等合同懇談会での幼保小間の連携・ゆるやかな接続 [関係]保育課、学校教育課	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 松本市子ども・子育て支援事業計画

分野2 教育 方針1 学童期の遊びと学びの充実

【現状と課題】 (1) 急激に変化する社会を生きていく子どもたちには、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることが期待されています。 (2) 子どもたちが日常生活や社会に目を向け、問題を解決する力や探究する力を育むとともに、一人ひとりの子どもの可能性を引き出す支援が必要です。また、学力向上だけでなく、予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通した学びを支える力である非認知的能力（意欲、粘り強さ、コミュニケーション能力等）を高めていくことが重要とされています。 (3) 学校教育におけるGIGAスクール構想の実現、ICT活用により、きめ細かな指導体制の整備を進め、個別最適な学びと協働的な学びの実践、教育の質の向上につなげることが求められています。	【施策の方向性】 (1) 一人ひとりに応じた主体的・対話的で深い学びの実現 一人ひとりの興味や関心を踏まえ、個に応じた個別最適な学びと協働的な学びの実践、主体的・対話的で深い学びの機会を提供します。 (2) 問題を解決する力や探究する力、非認知的能力を育む機会の提供 問題を解決する力や探究する力、非認知的能力を育む多様で深い学びや体験の機会を提供します。 (3) ICTを活用する環境の整備 子どもたちが自由な発想で1人1台端末を学びの道具として活用するなど、新たな学びの環境の整備を進めます。 (4) 幼保小の接続強化【一部新規】 幼保小職員同士の情報交換、交流や連携の充実、幼児期の遊びからの円滑な接続を意識した小学校教育の充実を図ります。
--	--

【主な成果指標】 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	現状値（R7）	目標値（R13）
---	--------------------	---------------------

【主な事業】 ●「みんなの未来の学校」構築事業 [主管]教育政策課 [連携]学校教育課 ●学校教育情報化推進事業 [主管]学校教育課	【関連計画】 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 松本市教職員研修計画 松本市学校教育情報化推進計画 松本市部活動地域展開推進計画
---	---

分野2 教育 方針2 青年期の遊びと学びの充実

【現状と課題】 (1) 高校生や大学生等の学生や単身で居住・就業する若者世代が、学校や仕事場以外の学習や交流の場が少なく、多様な人や社会とつながる機会が減少しています。 (2) 特に、義務教育課程終了後のひきこもりの若者に対する支援が十分でないと、当事者や家族が孤立してしまう傾向があることから、切れ目のない支援を行っていくことが必要となっています。 (3) <u>社会の不確実性が高まる中、企業への就職にとどまらず「手に職を持つ」「自立して起業する」といった多様な生き方の実現に向けて、探究的な学びや地域課題解決への挑戦を、単なる「社会貢献活動」ではなく「自らの人生観やキャリアを確立する実践的なキャリア学習」として明確に位置づけ、活動の一層の充実と支援が求められています。</u> 【一部新規】	【施策の方向性】 (1) 活動の場や交流の機会の創出 高校生や大学生等が多様な人や社会とつながるよう、 <u>家庭・学校・地域が連携・協働して、活動の場や交流の機会を創出します。</u> 幼児・児童の活動に中高校生や年齢の近い若者が伴走者として関わる <u>など</u> 、多様な年齢層が交流し、仲間づくりができる場や機会を創出します。 (2) 多部局の連携による切れ目のない支援体制の構築【新規】 <u>教育、福祉、労働などの行政部局や関係機関が密に連携して切れ目のない支援体制を構築し、相談窓口や居場所、就労支援や家族へのサポートの取組みの充実を図ります。</u> (3) 地域とつながり挑戦する活動への支援【新規】 <u>義務教育課程での多様な価値観に触れる学習や探究的な学びの充実に留まらず、高校生や大学生等が多様な人や地域社会とつながり、地域の魅力向上や課題解決等に向けて主体的に挑戦する活動を支援します。</u>	
---	---	--

【主な成果指標】	現状値（R 7）	目標値（R 1 3）
市内高等学校等の探究の時間の支援件数		
若者チャレンジ応援事業補助金申請件数		

【主な事業】 ●若者と地域がつながる取組み [担当]生涯学習課・中央公民館、若者参画課、地域づくり支援課 ●ユースサポート事業、若者チャレンジ応援事業 [主管]若者参画課 ●私立学校補助事業、松本市育英資金奨学金事業 [主管]学校教育課 ●青少年相談窓口設置事業 [主管]こども育成課	【関連計画】 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 松本市地域福祉計画
---	--

分野2 教育 方針3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 中核市として教職員の研修権を有する松本市は、きめ細かな教育を実践・指導できる専門性と指導力を備え、新たな教育課題やニーズに対応できる教職員を育成していく責務を有しています。 (2) 子どもたちが「自分らしく あなたらしく ありのままに」いられる<u>学びの環境をつくり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進していくために、教職員の資質・能力の向上を目的とした研修を充実させていくことが求められています。【一部新規】</u> (3) 「社会に開かれた教育課程」の理念の下、「主体的・対話的で深い学び」を通して「生きる力」を育むことが課題となっていますが、特別なニーズを有する子ども、外国由来の子ども、生活が困窮している子どもに対する支援、保護者や地域住民への対応等、教育環境は複雑化・困難化しています。<u>特に、インクルーシブな教育環境を学校全体で実現するため、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能を習得していることが求められています。【一部新規】</u> (4) 教育を取り巻く環境や課題が<u>複雑化・多様化する中で、教職員の業務は多岐にわたり、長時間労働だけでなく、精神的負担も増加し、精神疾患による病気休職者の増加が課題となっています。【一部新規】</u> (5) <u>教職員が子どもたちと向き合う時間的・心理的余裕を生み出し、教職員一人ひとりの人間性や創造性を向上させ、子どもたちに効果的な教育活動を行っていくために、学校と教職員が担うべき業務を明確にし、学校業務の外部化・分業化・協業化などを通じた働き方改革の推進が必要となっています。</u> (6) <u>地域とともにある、地域住民に身近な学校づくりを推進するためには、学校側の意識改革を促し、学校が積極的に地域住民等と関わる機会を増やすといった取組が必要です。【一部新規】</u>	(1) 方法・内容を工夫した独自の研修の企画・実施 <u>国の教育政策や県の施策の方向性を踏まえながら、教職員の育ちと学びを支援する研修を企画・実施します。</u> (2) 研修内容の充実 <u>子どもの学びの伴走者としての資質・能力の向上、授業でのICTの効果的な活用、特別支援教育に関しては、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任などの教職員の専門性の向上、管理職や通常学級の担当教員が一定の基礎的知識・技能の習得に向けて、研修内容の充実を図ります。</u> (3) 時間の確保による教職員の人間性や創造性の向上 <u>子どもと向き合う時間、教材研究の時間、教職員自身が自分のキャリアを展望する時間を確保していく取組を推進します。</u> (4) 教職員のメンタルヘルスケア【新規】 <u>教職員が心身ともに健康を維持し働きがいをもって教育に携わることができるようするため、負担感のある業務を軽減し、誰もが安心して相談や支援を受けられる体制づくりを推進します。</u> (5) 働き方改革の推進 <u>課外活動における外部人材の活用、事務作業の効率化や支援員の配置など、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、関係諸団体との連携・協働を通じた働き方改革を推進します。</u> (6) 学校と地域住民等との連携の強化【一部新規】 <u>成功事例の共有等により教職員の意識改革を促すとともに、学校・地域間の双方向の情報発信や、地域コーディネーター、公民館、地域団体等との連携・協力を通して、相互のつながりをより一層強化します。</u>

【主な成果指標】	現状値（R 7）	目標値（R 1 3）
松本市独自の教職員研修の講座数		
教員業務支援員の配置校数		

【主な事業】	【関連計画】
●教職員研修推進事業 [主管]教育政策課、学校教育課 ●「みんなの未来の学校」構築事業（再掲） [主管]教育政策課 [連携]学校教育課 ●教育業務支援員配置事業、スクールロイヤー配置事業 [主管]学校教育課 ●コミュニティ・スクール事業 [主管]生涯学習課・中央公民館 [連携]学校教育課	- 松本市教職員研修計画 - 松本市学校教育情報化推進計画 - 松本市立学校の教員職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

分野2 教育 方針4 多様な遊びと学びの機会の保障

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) <u>子どもや保護者、家庭が抱える課題・問題が多様化・複雑化する中で、子ども一人ひとりのニーズを踏まえながら学びの機会を保障するために、学校全体で学習環境の充実を図る必要があります。</u> (2) <u>昨今の異常気象やそれに伴う生活環境の変化に伴い、児童生徒の安全を守る迅速な対応のための体制整備が求められています。【新規】</u> (3) <u>子どもにとって多様な学びの機会を保障していく観点から、特色・魅力ある学校づくりを推進していくことが求められています。</u> (4) <u>急激に変化する社会や複雑化する社会問題などに対応するため、学校・地域・家庭、関係機関等が連携することで、多様な学びを充実させていく必要があります。</u> ・<u>戦争と平和について主体的・対話的で深い学びを行うなど、平和を守り続ける大切さを一人ひとりが真剣に考える機会が必要です。</u> ・<u>インターネット通販トラブルや特殊詐欺、悪質商法などの消費者問題について、高校生や若者がトラブルに巻き込まれるリスクが高まっており、消費者の自立支援や被害の未然防止の取り組みが必要です。</u>	(1) <u>子どもの学びの機会を保障する学習環境の充実</u> <u>学校と地域・家庭、様々な機関・団体、専門家等との連携・協働の強化や学習環境の整備、教職員研修による資質・能力の向上により、子ども一人ひとりのニーズに対応する学習環境の充実を図ります。</u> (2) <u>学校危機管理の推進（熱中症、クマ等の出没等）【新規】</u> <u>各分野の専門家と連携し、異常気象やそれに伴う生活環境の変化について最新の知見を取り入れた学校危機管理を推進します。</u> (3) <u>不登校や支援が必要な子どもの学びの機会の保障</u> <u>その子らしく過ごすことを尊重し、子どもの声を聴きながら必要な学びや支援を共に創ります。学校復帰だけでなく、不安や希望に寄り添った多様な支援を最優先し、学校・家庭・地域・行政が一体となって継続的な選択肢を提供します。</u> (4) <u>魅力ある学校づくりの推進</u> <u>地域の人的・物的資源や特性を柔軟に活用することで、魅力ある学校づくりを推進します。</u> (5) <u>持続可能な社会の創り手を育成する多様な学びの充実</u> <u>・子どもや若者がSDGsについて必要な知識を身に付け、主体的に関わっていけるよう身近な地域社会で学ぶ機会を創出します。</u> <u>・地震発生時に取るべき行動を学び、災害対処力の向上を図ります。</u> <u>・体を動かすことの大切さや楽しさを、体作りや健康促進、食育などの観点と結びつけながら伝えるなど、子どもたちの運動機会の確保と充実を図ります。</u> <u>・文化財や産業、岳都や楽都に象徴される豊かな自然や文化芸術などの地域の宝について学ぶことで、自分の住む地域に対する誇りや愛着を高める学習の充実を図ります。【一部新規】</u>

- ・自分自身が社会を構成する一員であることを意識できるよう、主権者教育などの充実を図ります。
- ・「金融教育」を含めたより広義の意味での「金融経済教育」について、必要に応じた学習機会の提供を図るとともに、主体的な消費者として自らが判断し行動できるよう、小中学生の早い時期からの消費者教育の拡充を図ります。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
オンライン教育支援センター利用登録者数		

【主な事業】	【関連計画】
●学校の魅力化を推進する取組み [担当]教育政策課、学校教育課 ●不登校児童生徒支援事業 [担当]学校教育課	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 松本市地域福祉計画

分野2 教育 方針5 子ども・若者の居場所づくりの推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 共働き世帯の増加や就労形態の多様化、家庭の経済的状況等により、子どもが放課後や長期休業日に家庭で生活・学習習慣を身に付けることが困難となり、食事などの生活支援や学習支援が必要な子どもが増えてきています。 (2) 家庭の経済状況や養育環境により、学校外での子どもの学びや体験の機会に格差が生じています。 (3) 核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、子どもや若者が同年代や異年齢で交流し遊んだりさまざまな体験をする機会や、地域の多様な大人たちと接することで社会性を身に付ける機会が少なくなっています。他者と協働して学ぶ機会や豊かで幅広い人間関係を築く機会を保障していくことが求められています。 (4) 共働き世帯やひとり親世帯の増加により、放課後の子どもの居場所の在り方を検討していくことが必要となっています。	(1) 子ども・若者の居場所の機能について 主体性を大切にした多様な遊び・体験・交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実するため、日常的に自由な遊びや多様な人との交流・相談ができる、家庭や学校以外の安全・安心な「第3の居場所（サードプレイス）」づくりに取り組みます。 (2) 食事の提供や学習支援の実施 子どもが身近な場所で食事の提供や学習の支援が受けられるよう、居場所づくりや支援人材の育成・確保に取り組みます。 (3) 連携・協働による居場所づくり 学校・家庭・地域や関係機関・民間団体等が連携・協働して、居場所づくりを推進します。 (4) 放課後の居場所づくりの推進 児童館・児童センター等の量・質的充実を図るとともに、そのニーズを地区公民館や福祉ひろばと共有することで、地域の特色を生かした遊び・体験・交流の機会を創出します。 (5) 不登校の児童生徒の居場所づくりの推進 学校以外で安心して学ぶことができる機会を提供するために、NPOや民間事業者と連携・協働を通じた居場所づくりを推進します。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
学都松本寺子屋事業の利用者数		
地区公民館のフリースペース開放事業の利用者数		

【主な事業】	【関連計画】
●学都松本寺子屋事業 [主管]教育政策課 [連携]生涯学習課・中央公民館、こども福祉課 ●地区公民館のフリースペース開放事業 [主管]生涯学習課・中央公民館 ●子どもの居場所づくり推進事業 [主管]こども福祉課 [連携]教育政策課、 ●青少年の居場所づくり事業 [主管]こども育成課 [連携]生涯学習課・中央公民館 ●若者フリースペース開放事業 [主管]若者参画課 ●子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業 [主管]こども育成課	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 松本市地域福祉計画 松本市子ども・子育て支援事業計画

分野2 教育 方針6 子ども関係施設等の整備・充実

【現状と課題】 (1) <u>幼稚園・保育園、学校施設や児童館・児童センターの多くが老朽化、建て替えの時期を迎えており、老朽度に応じて修繕・改修を計画的に行っています。</u> (2) 少子化による児童・生徒数の減少が見込まれる一方、特別支援学級の児童・生徒が増加しています。また、I C T教育やインクルーシブ教育、異年齢交流など、多様な新しい学びの内容や形態に対応する学習環境の整備が必要となっています。 (3) 学校施設は災害時の避難所施設としての役割も併せ持つため、誰もが使いやすい施設を整備していくことが求められています。 (4) 児童館・児童センター等では放課後留守家庭となる児童を対象に放課後健全育成事業を行っていますが、利用者の増加に対して、施設の老朽化、一部で進む著しい狭あい化等の環境整備が課題となっています。	【施策の方向性】 (1) <u>施設整備に当たって配慮する事項</u> 構造体の耐久化、インフラ設備の更新といった基本的な施設整備を計画的に進めるとともに、<u>ユニバーサルデザインの導入</u>、地球環境への配慮、性の多様化などに配慮した施設整備を推進します。 (2) <u>柔軟な学校施設整備の検討</u> 多様な教育内容や形態の変化に対応できる柔軟な学校施設の整備や、<u>少子化等により余裕のある施設を放課後児童クラブなどの子ども関係施設として活用する</u>といった施設整備の在り方を検討します。 (3) <u>事故防止の徹底</u> 校舎や体育館、その他遊具、防球ネット及び石碑などの点検を実施し、<u>必要な事故防止策を講じます</u>。<u>通学路の危険個所の点検・報告を実施し、安全性の向上を図ります。</u>
--	--

【主な成果指標】 増改築・改修事業の実施状況	現状値（R 7）	目標値（R 1 3）
--	---------------------	-----------------------

【主な事業】 ●小中学校新・増・改築事業、小中学校長寿命化改良事業 [主管]学校教育課 ●保育園・幼稚園施設整備事業 [主管]保育課 ●児童館・児童センター整備事業 [主管]こども育成課	【関連計画】 松本市公共施設等総合管理計画 松本市個別施設計画 学校施設個別施設計画 松本市子ども・子育て支援事業計画
---	--

分野3 地域 方針1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 学校は、ICT教育など新しい学習指導要領への対応、複雑な事情を抱える子どもや保護者への対応など、さまざまな課題に直面しています。 (2) 家庭では、核家族化や家庭環境の多様化、地域のつながりの希薄化により、出産・子育てに対する不安感や負担感が増し、孤立する家庭が増加しています。 (3) 地域では、家族形態やライフスタイルの変化とともに地域社会のつながりの希薄化が進み、地域で子どもを育てるという考え方が失われつつあります。 (4) 少子化が進行する中で、子育てを学校や家庭だけの問題と捉えず、地域社会全体で<u>子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える</u>仕組みづくりが必要となっています。<u>また、子どもが家庭外で自由に遊ぶことができる場や多様な人と接する機会が少なくなっており、多様な遊びや体験をできる機会を増やしていくことが求められています。</u> (5) <u>地域とともにある学校づくりを推進するためには、学校側の取り組みだけでなく、保護者や地域住民が学校運営や教育活動に積極的に関わり、学校と地域が「ともに子どもの育ちと学びを支えること」を意識できる取り組みが必要です。</u> (6) <u>中学校部活動の地域展開が始まり、学校教育としての部活動から、生涯学習としての地域活動への転換が進んでいます。地域資源を活かし、保護者・学校・地域住民が連携しながら持続可能な体験機会を創出する必要があります。【新規】</u>	(1) 地域全体で子どもを育てる意識の向上 家庭・学校・地域や関係機関・団体などが連携して、地域社会全体で<u>子どもに寄り添い、子どもたちを見守り育てる意識を高めていく</u>取り組みを推進します。 (2) 子どもと地域住民との交流の促進【一部新規】 <u>子どもが、地域住民との交流を通して多様な価値観に触れたり、地域行事などの企画や運営に主体的に参画したりできる機会の創出を、学校や家庭、地域と連携・協働しながら推進します。</u> (3) 家庭の教育力向上の取り組み 地域におけるサポート人材の育成、相談対応、学習機会の提供などの仕組みづくりを推進します。 (4) 地域住民等の学校づくりへの参画の促進【一部新規】 <u>家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有するとともに、学校・地域間の双方向の情報発信や、地域コーディネーター、公民館、地域団体等との連携・協力による交流活動の一層の促進に取り組みます。</u> (5) 地域全体で支える子どもの多様な活動機会の充実【新規】 <u>中学校部活動の地域展開を踏まえ、これまで学校単位で行われてきたスポーツや文化・芸術活動について、地域全体で関係者が連携して支える体制を構築し、子どもたちが生涯にわたって豊かで多様な活動に親しめるよう、地域ぐるみの取り組みを推進します。</u>

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
地域クラブ等の団体数		

【主な事業】	【関連計画】
●コミュニティ・スクール事業（再掲） [主管]生涯学習課・中央公民館 [連携]学校教育課、地域づくり支援課（地域づくりセンター） ●部活動地域展開の推進 [担当]教育政策課、学校教育課、スポーツ事業推進課、文化振興課、生涯学習課・中央公民館	松本市地域づくり実行計画 市民活動と協働を推進するための基本指針

分野3 地域 方針2 地域づくりの推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 町会加入率が低下傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足が深刻化しています。<u>また、家族のあり方やライフスタイル・価値観の多様化により、地域社会のつながりの希薄化が進行していると指摘されています。</u> (2) 少子高齢・人口減少社会に対応した多様な世代が参画するまちづくりに向けて、市民が地域で学び、考え、<u>主体的に地域と関わり実践する機会が必要となっています。</u> (3) <u>松本らしい地域づくりを推進していくためには、町会や隣組等の身近なコミュニティにおける住民同士の助け合いや支え合いが不可欠です。</u> (4) 安全・安心な地域づくりのため、市民の防災・防犯意識の向上が求められています。また、インターネット通販トラブルや悪質商法などの消費者問題、<u>特殊詐欺事案が巧妙化しており、身近な地域での啓発が必要です。</u>	(1) 地域の創り手の育成や多様性を認める地域づくりを推進 幅広い世代や立場の市民参画を図るために、<u>地域づくりセンターを中心として公民館や福祉ひろばが地域と連携・協働して取り組みます。</u> (2) 地域課題の解決に向けた学習機会の充実 市民が学習活動を通して地域課題と向き合い、自らが地域課題の解決に向けた学習機会を充実させ実践できるように、<u>公民館活動等の充実を図ります。</u> (3) 町内公民館への支援 町内公民館を活用したより小さなコミュニティの絆づくりに向けて、<u>支援を強化します。</u> (4) 地域に対する誇りや愛着を高める取り組み（再掲）【一部新規】 <u>文化財や産業、岳都や楽都に象徴される豊かな自然や文化芸術などの地域の宝について学ぶことで、自分の住む地域に対する誇りや愛着を高め、地域づくりに関わる活動につなげます。</u> (5) 地域の防災・防犯力の向上【一部新規】 <u>公民館活動や出前講座等を通して、消費者トラブル防止の啓発や対策方法、地域ぐるみの防災・防犯活動の重要性などを周知し、防災・防犯力の向上を図ります。</u>

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
「地域づくり活動が活発に行われている」の平均得点（市民意識調査）※2.5が中央値		

【主な事業】	【関連計画】
●地域課題や防災・防犯に関する公民館事業 [主管]生涯学習課・中央公民館 [連携]<u>地域づくり支援課、福祉政策課(福祉ひろば)</u> ●松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」(防災・消費者問題関係) [主管]生涯学習課・中央公民館 [関係]危機管理課、市民相談課等 ●未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催(公民館研究集会・地域づくり市民活動研究集会) [担当]生涯学習課・中央公民館、地域づくり支援課 ●公民館報の発行、公民館委員会活動の充実 [主管]生涯学習課・中央公民館 ●町内公民館業務の振興、町内公民館と地区公民館の連携強化 [主管]生涯学習課・中央公民館 ●地域づくり推進事業 [主管]地域づくり支援課	松本市地域づくり実行計画 市民活動と協働を推進するための基本指針 松本市地域福祉計画

分野4 社会教育 方針1 社会教育活動の充実

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 誰もが豊かな人生を送り活躍できるよう、あらゆる場所・時間・方法で、全ての世代が生涯を通して学び続ける機会を創出していくことが求められています。 (2) 趣味や教養等の個人のニーズに応じた学習時間が増加する一方で、地域力の低下が懸念されています。<u>山積する地域課題を解決していくためには、多様な個人や組織が協働していくことが不可欠であり、互いがつながり、支え合う関係性を地域社会の中で再構築していくことが必要です。</u> (3) 人生100年時代を迎え、<u>従来の単線型の生き方から、副業・兼業・起業・ボランティアなど様々なステージを並行・移行・越境するマルチステージ型のライフサイクルへの転換が進む中、キャリアアップやキャリアチェンジのための学び直しのニーズが高まっています。</u>また、少子化による労働人口の減少に伴い、女性の復職や定年退職者の再雇用による労働力の確保、生涯現役で多様かつ柔軟に働ける社会の実現が期待されています。他方で、仕事の多忙感からくる時間の確保、新たな学習に伴う費用負担など、様々な課題が指摘されています。 (4) ICT機器の普及により、いつでもどこでも学びにつながる環境が整備されてきましたが、<u>機器の操作や利用に抵抗がある人との間で生じる「デジタル格差（情報格差）」を解消し、誰一人取り残さないための支援や対応が求められています。</u>	(1) 全ての世代の生涯学習の推進 全ての世代のライフステージの多様なニーズに応える学習機会を創出するとともに、誰もが自由に学び、適切に学びの支援や情報を得られる体制を整えます。 (2) 生涯学習活動拠点の整備 社会教育施設や大学、NPO、関連団体等と連携を図りながら、幅広い世代が集い、情報が行き交い交流できる生涯学習活動拠点を確立します。 (3) 地域課題の解決と次世代育成 市民の学びを具体的な活動や発表の機会に結び付けることで、人とのつながりや交流を創出します。<u>学び合いを通して、充実した暮らしの実現や地域課題の解決を目指し、その成果を次世代の子どもたちや社会に還元していく取組みを推進します。</u> (4) 学び直しの機会の充実 <u>希望する人がいつでも学び直しができ、何度でも新しいチャレンジができる社会を目指して、企業や大学、関係機関との連携・協働を進めるとともに、キャリアアップやキャリアチェンジに結び付く学び直しの機会を拡大、情報発信や相談体制の充実を図ります。</u> (5) メディアリテラシー教育の推進 高齢者を含めた全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できるよう、誰でも、いつでも、どこからでも自由に学ぶことができる環境の整備を図ります。<u>また、様々なメディアを安心・安全に活用するため、情報を正しく読み取り主体的に選択する力を養う、全世代を対象としたメディアリテラシー教育を推進します。</u>

【主な成果指標】	現状値（R 7）	目標値（R 13）
公民館活動利用人数（延べ人数）		

【主な事業】	【関連計画】
●多様なニーズに応じた学習機会の創出 [主管]生涯学習課・中央公民館 ●学都松本推進事業 [主管]教育政策課 [連携]教育に関わる部署 ●教育文化センター各種事業 [主管]教育政策課	松本まるごと博物館構想

分野4 社会教育 方針2 地域の情報拠点としての図書館機能の充実

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 図書館には市民の読書活動を支援するだけでなく、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ地域の情報拠点となり、訪れる人一人ひとりの活動の場や新たな関係性が生まれる場としての役割が求められています。 (2) 図書館のサービス内容や機能に対する理解や利用・活用経験が、まだまだ市民に十分に浸透していない部分もあることから、広く情報発信していくことが必要となっています。 (3) 平成3年に開館した中央図書館は、機械設備等の老朽化、書庫の狭あい化、開架書架の耐震強化等の課題があり、時代に即した図書館の在り方を踏まえた、長寿命化改修の対応が必要となっています。	(1) 資料・情報の収集、情報発信・提供によるサービスの充実 社会の変化や利用者ニーズを踏まえ、課題解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信・提供を行い、市民が主役の図書館サービスの充実を図ります。 (2) コミュニティの拠点機能の強化 市民が図書館の「学ぶ」基盤を通して、さらに新しいつながりや交流を持つことのできるような機能を強化します。 (3) 連携・協働によるネットワーク網の拡充 暮らしや仕事、地域の課題解決のために、市役所各課や公民館・博物館等の施設、市内外の各種図書館、図書室、研究機関や企業との連携・協働を通したネットワーク網の拡充を図ります。 (4) ICTの活用 電子書籍や地域・行政資料のデジタルアーカイブ化など、来館しなくても情報にアクセスできる環境の整備を推進します。 (5) 中央図書館のリニューアル 中央図書館を松本らしい生涯学習施設、市民のための情報拠点、交流拠点としての機能を備えた施設としてリニューアルし、次世代に引き継いでいくことを検討します。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
市民1人当たりの貸出冊数		
人口における図書館利用登録者数の割合		

【主な事業】	【関連計画】
●図書館サービス向上事業、スマート図書館事業 [主管]中央図書館 ●図書館資料整備事業、図書館資料の貸出 [主管]中央図書館 [連携]生涯学習課・中央公民館	松本市図書館未来プラン

分野4 社会教育 方針3 平和祈念事業の推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 悲惨な戦争の状況と当時の生活を伝える戦争遺品等の資料や証言を記録保存していくとともに、実体験に基づく戦争の悲惨さを語り継ぎ、改めて平和への願いを次世代に伝えていく取組みの強化が必要となっています。 (2) 平和の連鎖をより一層広げていくために、子どもや若者が主体的に平和について考え、学習し、その成果を小中学校や高校での出前講座や留学生との意見交換、平和祈念式典での意見表明の場を通して発信しています。 (3) 世界で戦争が続く中、戦争の背景や日本への影響を学ぶ平和教育の必要性は高まっています。しかし、複雑な国際情勢を客観的に教える知識や教材の不足など、実践的な平和教育の充実には課題があります。【新規】	(1) 証言等の記録と活用 歴史を伝える貴重な証言等をデジタルで記録する「まつもと平和ミュージアム」の充実・活用を図り、すべての世代が戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、ともに語り合うことができるような機会を増やす取組みを進めます。 (2) 命の尊厳と人権を尊重する平和啓発の推進 他者への思いやりや命の尊さを尊重する啓発をより一層行い、人権を尊重する市民一人ひとりの行動が松本市平和都市宣言の目指す平和につながることを学ぶ取組みを推進します。 (3) 専門家等との連携による実践的な平和教育の充実【新規】 大学や専門家との連携・協働により、学校や地域などで使用できる平和教育の教材や、専門家を講師とした教育プログラムの開発について検討します。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
まつもと平和ミュージアムの年間アクセス数		

【主な事業】	【関連計画】
●まつもと平和ミュージアム、平和資料展示の充実 [主管]平和人権共生課 ●広島平和記念式典参加事業 [主管]平和人権共生課 [連携]学校教育課 ●松本ユース平和ネットワーク事業 [主管]平和人権共生課	なし

分野4 社会教育 方針4 社会教育関係施設等の整備・充実

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 松本市では、誰もが身近な地域で自由に学び、交流を広げ、実践につなげるための施設整備の充実を図ってきました。今後は、ソフト面での充実や、<u>更新時期を迎えた施設・設備の修繕・改修を計画的に進めていくことが必要となっています。</u> (2) <u>市民ニーズの多様化や生活スタイルの変化に柔軟に対応するため、トイレの洋式化、照明のLED化、ユニバーサルデザイン化、デジタル化への対応など、施設の高機能化・多機能化が求められています。</u> (3) <u>子どもの育ちや学びを支える地域づくり、防災や高齢者の見守りなどの課題に対して、町内公民館に代表される最も身近なコミュニティ施設の重要性が高まっており、施設整備に対する支援の拡充が求められています。</u>	(1) 計画的な施設・設備の整備 社会教育関係施設等は、利用状況が施設によって異なるため、今後の人口推計や利用需要を見極めながら、幅広い世代を意識した設備整備を計画的に進めます。 (2) 施設の高機能化・多機能化 すべての社会教育関係施設等に対して、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や改修を推進します。身近な生涯学習施設の在り方を地域の学習拠点、交流拠点、災害時の防災拠点として再検討し、ICT機器や情報ネットワークなどの設備も含めた施設の整備・充実に取り組みます。 (3) 町内公民館への効果的な支援の検討 幅広い世代の利用を促す観点から、<u>市民のニーズに対応した施設の高機能化など、より効果的な支援を検討します。</u> (4) <u>教育文化センターの整備</u> <u>施設の機能維持を図るとともに、施設の在り方を見直し、子どもと大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「(仮称)学都ラボ」とします。</u> <u>「学都ラボ」は、学校、地域、企業などが学校教育・社会教育を通じてつながるハブ機能を有することを目指します。</u>

【主な成果指標】	現状値 (R7)	目標値 (R13)
施設のバリアフリー化の状況		

【主な事業】	【関連計画】
●各社会教育施設の整備事業 [担当]生涯学習課・中央公民館、中央図書館、博物館、美術館、公園緑地課、スポーツ施設整備課等 ●町内公民館整備補助事業 [主管]生涯学習課・中央公民館	松本市公共施設等総合管理計画 松本市個別施設計画

分野5 人権共生 方針1 子どもの権利保障と環境づくりの推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 松本市は、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を保障する「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進しています。 (2) 子どもだけでなく、子どもに関わる全ての大人が子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組む必要があります。特に、子どもが幼少期から「自分は大切にされている」と実感できる環境が、社会全体で保障されることが求められています。【一部新規】 (3) いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、虐待やヤングケアラーなど子どもや家庭を取り巻く環境・課題は多様化・複雑化しています。子どもや家庭が孤立することのないよう、早期の手厚い支援、多様な心の悩みに対する相談・救済・回復できる体制の充実が必要となっています。	(1) 教育を受ける機会の保障 生まれ持った特性や育った環境に関わらず、全ての子どもたちの教育を受ける機会を保障していく仕組みづくりに取り組みます。 (2) 子どもの権利の普及啓発、社会全体での権利の尊重【一部新規】 子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、全ての大人が子どもの権利に対する理解を深め、家庭や学校、地域といった社会全体で子どもの権利を尊重する環境づくりを推進するため、一層の普及・啓発に取り組みます。 (3) 支援・協力体制、相談窓口の拡充 学校・地域・専門家・民間団体の連携・協働を通して、子どもの権利に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の拡充を推進します。 (4) 子どもや家庭の抱える様々な課題への対応 いじめ、不登校、ひきこもり、貧困など様々な課題への対応として、学校における支援体制の整備のほか、外部機関との連携強化や人的配置の拡充、未然防止や早期発見に努め、子どもや保護者、家庭に対する切れ目のないきめ細かな支援を行います。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
自己肯定感の高い子どもの割合（松本市子どもの権利アンケート調査）		
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うと答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）		

【主な事業】	【関連計画】
●子どもの権利推進事業 [主管]こども育成課 [連携]学校教育課、平和人権共生課	松本市子どもにやさしいまちづくり 推進計画 松本市地域福祉計画
●まつもと子ども未来委員会 [主管]こども育成課 [連携]学校教育課	
●子どもの権利相談室「こころの鈴」の運営 [主管]こども育成課 [連携]学校教育課、平和人権共生課	

分野5 人権共生 方針2 互いを認め合い学び合う教育の推進

【現状と課題】 (1) 年齢、性別、国籍、人種、民族、障がいの有無等による偏見や差別、誹謗中傷、ハラスメント、自分とは価値観などが違う他者への批判や非難等、様々な人権問題が社会に存在しています。学校や地域など社会全体で、全ての人が違いを認め合い、個性と人権を尊重する意識を醸成し、共感と寛容に満ちた社会を築いていく必要があります。【一部新規】 (2) 「男性・女性らしさ」「男性・女性の役割」など、社会的・文化的に形成された性別の枠組みに基づく性別役割分担意識がまだ続いています。 (3) 外国人住民が増加する中で、国籍、人種、民族等の異なる人々が互いに文化や人権を尊重し、相互理解を深め、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていく視点が必要となっています。日本語を母語としない人に対する日本語教育・学習は、生活や学びに必要な言語の習得という観点とともに、外国人住民の居場所や地域社会への入り口、交流の場としても必要です。	【施策の方向性】 (1) 共感と寛容に満ちた社会の構築【新規】 互いを正しく理解するための知識の伝達や啓発に留まらず、建設的な対話スキルや心理的安全性を確保する方法などを全世代へ普及させることで、共感と寛容に満ちた社会の構築を目指します。 (2) 人権問題に関する広報啓発や情報発信 性別役割分担意識の解消、性の多様性や性的マイノリティ等に関する理解を促進するため、全ての世代に向けた広報啓発や情報発信に取り組みます。 (3) 日本語教育・学習の充実と相互交流の推進 関係団体や地域と連携・協働した日本語教育・学習の充実を図るとともに、日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進することで、外国人住民の地域社会への参画の促進、地域住民の多文化共生意識の醸成を図ります。
---	--

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
男は仕事、女は家庭と役割を分けた方がよいと思う市民の割合（松本市男女共同参画・人権に関する意識調査）		
外国人と何らかの関わりがある日本人住民の割合		

【主な事業】	【関連計画】
●人権啓発事業、人権教育推進事業、地区人権啓発推進事業、企業人権啓発推進事業 [主管]平和人権共生課 [連携]生涯学習課・中央公民館 ●ジェンダー平等センター事業 [主管]平和人権共生課 ●多文化共生プラザ運営事業、多文化共生事業、多文化共生キーパーソン事業 [主管]平和人権共生課 [連携]生涯学習課・中央公民館	松本市地域福祉計画 松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画 松本市多文化共生推進プラン

分野5 人権共生

方針3 インクルーシブな教育の推進・特別支援教育の充実

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) 特別な支援が必要な子どもが増加する中、障がいや特性に応じた児童生徒や保護者へのきめ細かな支援を充実させていくことが必要となっています。 (2) 子どもの障がいは早期に発見し、療育などの適切な支援につなげることが重要です。特に知的障がいや発達障がいなどの障がいや特性は、「かもしれない」という疑いの段階から最終的な診断の確定まで長期にわたるケースが多く見られます。家庭支援も含めた個に寄り添った支援が求められています。 (3) 松本市では切れ目ない支援を実現させるため、あるぷキッズ支援事業を拡充し、令和6年にインクルーシブセンター事業をスタートしました。新たに配置された専門職を有効活用し、各学校の支援力を向上させることにより、特性を持った子ども達も、自分の力を発揮できる教育環境の実現が求められています。【一部新規】 (4) 外国由来の日本語指導が必要な子どもが増えており、日本語教育とともに、学校卒業後を見据えた体系的な指導・支援体制の充実が必要です。 (5) 共生社会の形成に向け、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。【新規】	(1) 将来的な社会的自立に向けた切れ目のない支援の充実 特別な支援を必要とする子どもと保護者のための相談体制の強化、乳幼児期から幼稚園・保育園、そして就学後の学校教育段階、さらには学齢期以降も切れ目のない支援の充実に取り組みます。 (2) 関係機関・団体の連携による支援体制の充実 医療・福祉・療育の関係機関や専門家、民間団体との連携・協働により、発達段階に応じたきめ細かい支援を行うための教育相談体制の充実、専門家の活用を通じた支援の充実を図ります。 (3) 医療的ケア児への継続的・安定的な支援 健康・福祉・教育の連携・協働を通して、看護師等の専門家が継続的・安定的な支援ができるよう体制を整備します。 (4) 外国由来の児童生徒に対する教育の機会確保 様々な機関・団体と連携・協働しながら、教育の機会を確保するとともに、学校卒業後を見据えた子どもへのキャリア教育などの指導・支援、保護者への学校制度の周知に取り組めます。 (5) インクルーシブな教育環境の実現【新規】 市立特別支援学校を地域の小中学校に併置することを通して、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことを追求する学校づくりに取り組みます。併せて、インクルーシブセンターと連携し、通常学級での学びの充実を図るとともに、LD 等通級指導教室も設置し、学びの場の連続性の確保も目指します。さらに、この学校の知見や実践を市内全小中学校に広げていきます。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
特別支援教育支援員の配置人数		

【主な事業】	【関連計画】
●特別支援教育支援員配置事業 [主管]学校教育課 [連携]こども発達支援課 ●自立支援教員・スクールソーシャルワーカーの配置 [主管]学校教育課 [連携]こども発達支援課 ●日本語を母語としない児童生徒支援事業 [主管]学校教育課 [連携]平和人権共生課 ●市立特別支援学校設置事業 [主管]学校教育課 [連携]こども発達支援課 ●インクルーシブセンター事業 [主管]こども発達支援課 [連携]学校教育課、健康づくり課、こども育成課、こども福祉課、保育課	松本市子ども・子育て支援事業計画 松本市地域福祉計画 松本市多文化共生推進プラン

分野6 食 方針1 学校給食の充実と食育の推進

【現状と課題】	【施策の方向性】
(1) <u>核家族化やライフスタイルの変化などにより、子どもたちを取り巻く食環境や食に関する価値観が多様化する中、成長期にふさわしい栄養バランスや食事量を、実際の食事を通して学ぶことは、子どもたちの健やかな成長にとって重要です。一方で、食に関する体験の機会が減少し、子どもたちの食に対する関心の低下が懸念されていることから、学校給食等での取組みとともに、家庭や地域などにおいても食に関する意識を高めていく必要があります。</u> (2) <u>食物アレルギーを有する児童生徒には、医師の診断に基づき、一人ひとりの原因食物に応じた対応とともに、対応食の適切な見直しにつながるよう、児童生徒及び保護者に対する正しい知識の普及も行っています。今後も、安全性を最優先とし、保護者、学校及び学校給食センターが共通理解のもと、個々の状況に応じた適切な対応を行う必要があります。</u> (3) <u>学校給食における地場産物の活用を進めていますが、天候の影響による収穫量の減少で、必要な規格及び数量を安定的に確保することが課題となっています。また、子どもたちの食と農、食品ロスなどの環境問題に対する理解を深め、食に対する感謝の気持ちを育む取組みが求められています。</u> (4) <u>子どもの痩身や肥満、高齢者の低栄養のほか、全ての世代で生活習慣病の増加傾向が見られ、望ましい食習慣を実践していくための支援が必要となっています。</u> (5) <u>伝統食や郷土食など食の歴史に触れる機会が少なく、食文化への関心を高め、文化を継承する取組みが必要で、地域の食材を美味しく味わい、食文化や環境について学び、伝えるとともに、仲間や地域の人と一緒に作り食べる「共食」や体験を通して食の楽しさを感じる取組みを推</u>	(1) <u>学校における実践的な食育の推進</u> <u>学校給食を生きた教材として活用し、成長期に必要な栄養や食事量、食品の組合せなどについて学ぶ食育を推進します。また、児童生徒の発達段階に応じて、日常の食事に関心を持ち、自ら考え、よりよく選択する力を育みます。</u> (2) <u>安全・安心な給食の提供</u> <u>衛生管理を徹底し、食品の安全性を担保するために添加物や原産地などに配慮するとともに、食物アレルギーへの適切な対応と栄養バランスのとれた、安心な給食を提供します。また、施設の老朽化改善や自然災害などに対応した学校給食提供体制のリスク分散など、今後の学校給食センターの在り方を研究します。</u> (3) <u>持続可能な食を支える学校給食と食育の推進</u> <u>学校・家庭・地域が連携して、地場産物の安定的な確保と活用、子どもたちが生産者と関わる農業体験等の取組みを推進し、持続可能な食や給食、子どもたちの健やかな成長を支えていく体制構築を進めます。</u> (4) <u>全世代を通じた食育の推進</u> <u>食を健康づくりや自然環境保護、地域の文化交流等と一体的に捉え、子どもだけではなく、全ての世代を通じた食育を推進するとともに、バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結びつける取組みを推進します。</u> (5) <u>地域の食文化の継承と多文化共生の意識の醸成</u> <u>米飯給食を中心とした行事食などを通して、松本の郷土食や食文化を次世代に継承するとともに、異なる国・地域の食事の作り方や歴史的な背景を知る機会を増やし、多文化共生の意識の醸成を図ります。</u> (6) <u>「共食」や楽しく食事をする機会を増やす取組み</u>

進んでいます。

料理講習会や農業体験等を通して、仲間や地域の人と一緒に作り食べる機会（共食）を提供するとともに、家族と一緒に食卓を囲んで楽しく食事をする機会を増やしていく取組みを推進します。

【主な成果指標】	現状値（R7）	目標値（R13）
主食、主菜、副菜の揃ったバランスのよい朝食を食べている児童生徒の割合（小5・中2）※		
学校給食における地産食材（主要野菜15品目の長野県産食材）の使用率		
郷土食を知っている児童生徒の割合（小5・中2）※		

【主な事業】	【関連計画】
●安全・安心な学校給食の提供、食物アレルギー対応食提供事業 [主管]学校給食課、保育課 ●学校給食センター再整備事業 [主管]学校給食課 ●地産地消を通じた食育 [担当]学校給食課、農政課、健康づくり課 [連携]学校教育課 ●食育・食文化に関する講座等 [担当]生涯学習課・中央公民館、学校給食課、健康づくり課、平和人権共生課、保育課、こども育成課、福祉政策課（福祉ひろば） ●食品ロス削減に関わる事業 [主管]資源循環推進課 [連携]学校給食課、保健予防課、健康づくり課	松本市健康増進総合計画（松本市食育推進計画） 松本市農林業振興計画 松本食品ロス削減推進計画 松本市環境基本計画

分野7 自然 方針1 環境教育活動の推進

【現状と課題】 (1) <u>自然豊かな環境での体験等の活動は、五感を刺激して豊かな感性を育て、非認知的能力を高めるとともに、環境保護や持続可能な社会の実現に向けた行動の礎となるものです。</u> 子どもたちが自然に親しむ機会が減少していることから、体験を通じて自分の行動と環境との関係性について考え、 <u>E S D（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）</u> の考え方を取り入れながら、持続可能な社会の実現に向けて行動していくことが求められています。 【一部新規】 (2) 子どもたちの興味・関心や好奇心を大切にしながら、学校や地域等が地球環境を守るための環境教育活動を連携・協働して推進し、主体的な行動に結び付けていく取組みが求められています。 (3) 環境に関わる団体や企業が提供する情報やコンテンツ等を子どもたちの環境教育活動に生かすことができる仕組みが求められています。	【施策の方向性】 (1) 全世代を対象とした環境教育の推進 知識の習得や活動の実践を中心とする環境教育にとどまらず、持続可能な社会の構築に向けた取組みを日常生活でも継続していける環境教育活動をすべての世代を対象に推進します。 (2) <u>子どもが自然豊かな環境で遊び、体験し、学ぶ機会の充実【一部新規】</u> <u>地域・学校・家庭、関係機関等の連携により、安全・安心に体験等の活動が行える環境や管理体制を整備し、活動の機会の充実を図ります。</u> (3) 多様な主体の連携・協働による環境保護の行動につなげる取組み 環境教育の機会を地域住民、大学、N P O、市民団体、事業者等との連携・協働を図りながら増やすとともに、地域の身近な問題から地球規模の問題までを主体的に学び、地球環境を守るための行動につなげていく取組みの充実を図ります。	
--	---	--

【主な成果指標】	現状値（R 7）	目標値（R 13）
環境教育に関する講座等の開催数		
生物多様性に関する環境学習講座等の開催数		

【主な事業】 ●環境教育に関する講座 [担当]生涯学習課・中央公民館、環境・地域エネルギー課 ●エコスクール事業 [担当]環境・地域エネルギー課 ●小中学校環境教育支援事業 [主管]環境・地域エネルギー課 [連携]学校教育課	【関連計画】 松本市環境基本計画 松本市生物多様性地域戦略「いきものあふれる松本プラン」 まつもとゼロカーボン実現計画
--	---

分野7 自然 方針1 環境教育活動の推進

※ 第4次松本市環境基本計画（令和7年度改訂版）、松本市生物多様性地域戦略（令和7年度改訂版）から抜粋
下線部は委員意見などを反映して追加

【現状と取組みの方向性】	【取組項目・今後の方針】
<ESD視点での環境教育の推進> ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）とは、一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のことを言います。 あらゆる世代を対象とした環境教育において、このESDの考え方を取り入れ、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の生活や取組みの中でも持続可能な社会の構築に向けた工夫を継続できる能力・態度を身に付けてもらうことを狙います。 <生物多様性の観点による環境教育の推進> 野遊び、川遊び等自然の中で遊ぶ機会が減少しています。未来を担う子どもたちや、市民が生物多様性について正しく学び、自然と触れ合う機会を創出します。	(1) 学校等での環境教育の充実 幼いうちから環境を大切にする心を育むために、学校や保育園・幼稚園等での環境教育の充実に、継続して取り組みます。 (2) 地域・家庭等での環境教育の充実 市民団体や事業者等との連携による、あらゆる世代を対象とした環境学習の機会の充実に、継続して取り組みます。 (3) <u>子どもが自然豊かな環境で遊び、体験し、学ぶ機会の充実【新規】</u> <u>自然豊かな環境での体験等の活動は、五感を刺激して豊かな感性を育て、非認知的能力を高めるとともに、環境保護や持続可能な社会の実現に向けた行動の礎となるものです。地域・学校・家庭、関係機関等の連携により、安全・安心に体験等の活動が行える環境や管理体制を整備し、活動の機会の充実に図ります。</u>

【主な事業】
●環境教育に関する講座 [担当]生涯学習課・中央公民館、環境・地域エネルギー課 ●エコスクール事業 [担当]環境・地域エネルギー課 ●小中学校環境教育支援事業 [主管]環境・地域エネルギー課 [連携]学校教育課 ●市民参加型生き物調査 [主管]環境・地域エネルギー課

分野8 スポーツ

※ 松本市スポーツ推進計画から抜粋

方針1 スポーツ活動の推進

【基本目標】	【基本施策】
各世代のニーズに合わせたスポーツへの参加機会の充実を図り、生涯にわたりスポーツを楽しむことができるよう取り組みます。加えて、デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出など、個々の状況に応じた取組みを促進します。 あわせて、子どもたちが幼少期からスポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じながら取り組むことができる機会を増やします。	(1) 幅広い世代の「するスポーツ」の普及・習慣化の促進 (2) スポーツ実施率の向上に向けた取組みの強化 (3) 既存のスポーツの枠組みや考え方にとらわれない新しいスポーツの普及 (4) 子どもの体力・運動能力・競技力向上の取組みの充実 (5) 障がいのある児童生徒のスポーツ活動への支援の充実 (6) 中学校部活動の地域展開を推進し、地域社会の中で多様なスポーツ活動に触れる機会の創出
【主な事業】	
●スポーツ教室や大会・イベント開催の推進 [担当]スポーツ事業推進課、健康づくり課、生涯学習課・中央公民館、若者参画課 ●幼少期からの運動の習慣化 [担当]保育課、生涯学習課・中央公民館、スポーツ事業推進課 ●児童生徒のスポーツ機会の充実、体育・保健体育の授業の充実 [担当]学校教育課、スポーツ事業推進課、<u>国スポ・全障スポ企画課</u> ●障がいのある児童生徒のスポーツ機会の充実 [担当]学校教育課、スポーツ事業推進課、<u>国スポ・全障スポ企画課</u>、公園緑地課 ●地域クラブの充実、地域展開を支える指導者、人材等の育成・確保 [担当]スポーツ事業推進課、学校教育課、教育政策課	

方針2 スポーツを楽しむ環境の充実

【基本目標】	【基本施策】
市民が快適にスポーツを楽しめるよう、計画的にスポーツ施設の環境整備や分かりやすい情報発信を行います。 指導者の育成においては、運動する人やスポーツ選手の自主性・自律性を促す指導ができるよう質の向上に努めます。	(1) スポーツ施設の計画的な改修・設備更新、維持管理 (2) 身近でスポーツがしやすい環境の整備 (3) スポーツに関する情報発信の充実 (4) 指導者の確保・育成、資質向上に向けた取組みの充実 (5) スポーツ団体等への支援の充実

【主な事業】
●市内小中学校の体育施設の活用 [主管]学校教育課 [連携]スポーツ事業推進課、スポーツ施設整備課 ●スポーツに関する情報発信の充実 [担当]生涯学習課・中央公民館、スポーツ事業推進課 ●適切な指導の推進 [主管]学校教育課 ●地域クラブの創設支援 [主管]スポーツ事業推進課、文化振興課 [連携]教育政策課、学校教育課、生涯学習・中央公民館

方針3 スポーツの魅力を生かしたにぎわいの創出・交流の促進

【基本目標】	【基本施策】
松本市の地域特性を生かしたスポーツ大会、イベント等の実施による交流人口の拡大及び地域活性化を図ります。 また、プロスポーツチームと継続的かつ多角的な協力関係を構築し、市民の観戦機会の充実、専門的な技術指導を受けられる体制を整え競技人口の拡大を図ります。加えて、企業等と様々な分野において連携を図り相乗効果を高めます。	(1) 松本の地域特性を生かしたスポーツ大会等の開催・誘致による交流の促進 (2) 地域コミュニティの形成・活性化に向けた持続可能なスポーツ大会、イベントの開催支援 (3) プロスポーツチームとの連携

【主な事業】
●地域コミュニティの形成につながるスポーツ活動の推進 [担当]生涯学習課・中央公民館、地域づくり支援課、スポーツ事業推進課 ●スポーツイベントを通じた多世代交流の促進 [担当]生涯学習課・中央公民館、スポーツ事業推進課 ●スポーツへの関心喚起・競技力の向上 [担当]学校教育課、スポーツ事業推進課 ●健康増進・福祉事業等での連携 [担当]地域づくり支援課

分野9 文化芸術・歴史

※ 松本市文化芸術推進基本計画から抜粋

方針1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむ

【基本目標】	【施策の方向性】
市民のウェルビーイングのために、文化芸術は必要不可欠です。 性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などに関わらず、全ての人が文化芸術を創造し享受することは、社会参加の機会を開き、心豊かな市民生活と活力ある社会の実現につながります。誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造します。	(1) 文化芸術に触れる機会の充実 (2) 多様な情報発信 (3) アートと社会をつなぐ相談・支援窓口の設置 (4) 文化芸術イベントのサポーター育成 (5) 表現の場の創出 (6) 顕彰
【主な事業】	
●市文化芸術祭 [主管]生涯学習課・中央公民館 ●地域文化事業の振興 [主管]生涯学習課・中央公民館、文化振興課、美術館	

方針2 文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造

【基本目標】	【施策の方向性】
松本市では、これまでに数々の優れた文化芸術を国内外に発信し、松本市を代表する作品展示や文化芸術イベントを展開してきました。 また、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできたことから、現在では民間団体が繰り広げるクラフトフェアまつもとやマツモト建築芸術祭などのアート活動が松本の新たな顔となり、国内外に向け発信されています。「松本らしさ」の継承と創造の源は、市民一人ひとりです。心豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、人と人をつなげ、相互に理解し尊重しあえる社会を形成します。	(1) 伝統的工芸・民藝・クラフト文化の発展 (2) 松本独自事業の更なる展開 (3) 新たな事業の展開 (4) 地域の文化財の保存と活用 (5) 地域の伝統・民俗芸能の継承

【主な事業】
●文化財に関する事業 [主管]文化財課 [連携]博物館 ●文化芸術の創造・発信に関する事業 [主管]文化財課・文化振興課・美術館・博物館・松本城整備課

方針3 多様な分野との連携による課題解決や地域の活性化

【基本目標】	【施策の方向性】
文化芸術の持続的な発展のためには、社会のあらゆる場面で文化芸術の力が一層活かされていくことが必要です。 教育分野、福祉分野、観光振興などあらゆる分野で文化芸術の力が活用され、また、文化施設や活動団体の連携により、文化芸術が多面的に広がるよう、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。	(1) 教育分野との連携 (2) 健康、医療、福祉分野との連携 (3) 観光分野との連携 (4) 関係機関の連携強化

【主な事業】
●地域クラブの創設支援（再掲） [主管]文化振興課、スポーツ事業推進課 [連携]教育政策課、学校教育課、生涯学習・中央公民館